

喜多方市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月策定

福島県喜多方市

目 次

1	基本的な事項	5
(1)	喜多方市の概況.....	5
ア	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	5
イ	過疎の状況.....	5
(2)	人口及び産業の推移と動向.....	6
ア	人口.....	6
イ	産業.....	7
(3)	行財政の状況.....	9
ア	行政の状況.....	9
イ	財政の状況.....	9
ウ	施設整備の状況	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針	12
ア	地域の特性を生かした力強い産業づくり	12
イ	地域を支え未来を拓く人づくり	12
ウ	安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり	12
エ	自然との共生と元気なふるさとづくり	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	13
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	13
ア	公共施設等の更新及び統合や改修	13
イ	予防保全型の維持管理による長寿命化	13
ウ	維持管理・更新費用の平準化	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1)	現状と問題点	14
ア	移住・定住	14
イ	地域間交流の促進	14
(2)	その対策	15
ア	移住・定住	15
イ	地域間交流の促進	15
(3)	計画	15
3	産業の振興	16
(1)	現状と問題点	16
ア	農林業	16

イ	商業.....	16
ウ	工業.....	17
エ	雇用・労働.....	17
オ	観光.....	17
(2)	その対策.....	18
ア	農林業.....	18
イ	商業.....	20
ウ	工業.....	20
エ	雇用・労働.....	21
オ	観光.....	22
(3)	計画.....	24
(4)	産業振興促進事項.....	24
ア	産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	24
イ	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....	24
(5)	公共施設等総合管理計画との整合.....	24
4	地域における情報化.....	25
(1)	現状と問題点.....	25
(2)	その対策.....	25
(3)	計画.....	25
5	交通施設の整備、交通手段の確保.....	26
(1)	現状と問題点.....	26
ア	交通施設の整備.....	26
イ	交通手段の確保.....	26
(2)	その対策.....	26
ア	交通施設の整備.....	26
イ	交通手段の確保.....	26
(3)	計画.....	27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合.....	27
6	生活環境の整備.....	28
(1)	現状と問題点.....	28
ア	水道・汚水・廃棄物処理施設.....	28
イ	水路.....	28
ウ	消防・防災.....	28
エ	生活・安全.....	28
オ	自然環境・景観.....	29
カ	公園.....	29
キ	公営住宅.....	29
ク	空き家対策.....	30
ケ	公共施設等の耐震化及びユニバーサルデザイン.....	30

コ	有効的な土地利用.....	30
(2)	その対策.....	30
ア	水道・汚水・廃棄物処理施設.....	30
イ	水路.....	30
ウ	消防・防災.....	31
エ	生活・安全.....	31
オ	自然環境・景観.....	32
カ	公園.....	33
キ	公営住宅.....	33
ク	空き家対策.....	33
ケ	公共施設等の耐震化及びユニバーサルデザイン.....	33
コ	有効的な土地利用.....	33
(3)	計画.....	34
(4)	公共施設等総合管理計画との整合.....	35
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	36
(1)	現状と問題点.....	36
ア	子育て環境の確保.....	36
イ	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	36
(2)	その対策.....	37
ア	子育て環境の確保.....	37
イ	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	38
(3)	計画.....	40
(4)	公共施設等総合管理計画との整合.....	40
8	医療の確保.....	41
(1)	現状と問題点.....	41
(2)	その対策.....	41
(3)	計画.....	42
(4)	公共施設等総合管理計画との整合.....	42
9	教育の振興.....	43
(1)	現状と問題点.....	43
ア	学校教育.....	43
イ	生涯学習.....	44
(2)	その対策.....	44
ア	学校教育.....	44
イ	生涯学習.....	46
(3)	計画.....	47
(4)	公共施設等総合管理計画との整合.....	48
10	集落の整備.....	49
(1)	現状と問題点.....	49

(2) その対策.....	49
(3) 計画.....	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	50
1 1 地域文化の振興等.....	51
(1) 現状と問題点.....	51
(2) その対策.....	51
(3) 計画.....	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	52
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進等.....	53
(1) 現状と問題点.....	53
(2) その対策.....	53
(3) 計画.....	53
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	54
(1) 現状と問題点.....	54
ア 男女共同参画.....	54
(2) その対策.....	54
ア 男女共同参画.....	54
(3) 計画.....	54

1 基本的な事項

(1) 喜多方市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、北西に飯豊連峰の雄大な山並みが連なり、東には名峰磐梯山の頂を望む雄国山麓が裾野を広げる豊かな自然に恵まれた風光明媚なまちです。また、市内には、国指定文化財の新宮熊野神社長床や県指定無形民俗文化財の三島神社の太々神楽、国登録有形文化財の蔵など、貴重な文化財が数多く残る風格と趣のあるまちです。

本市の一带は、会津の北方に位置していたことから、古来、北方（きたかた）と称され、江戸時代には、会津藩の領地となっていました。明治以降、小さな集落を合わせて町や村が形成され、昭和20年代後半から30年代にかけて、町村合併促進法により複数の市町村が形成されました。これらのうち、喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町及び高郷村の5つの市町村が、平成18年1月4日に合併し、現在の喜多方市が誕生しました。

本市は、北は山形県米沢市、同県西置賜郡飯豊町、同県同郡小国町、東は耶麻郡北塩原村、西は耶麻郡西会津町、新潟県東蒲原郡阿賀町、同県新発田市、南は会津若松市、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、耶麻郡磐梯町と接し、総面積554.63k㎡の広大な市域を有しています。市域の約7割を森林が占めており、市の東部、西部、北部地域を中心に、山林が広がっています。一方、市の中心部から南部にかけては、平坦な地形で、市街地を囲むように、田園地帯が広がっています。市の南端には、一級河川である阿賀川が流れており、猪苗代湖を源とする一級河川の日橋川や山林地帯からの支流が集まり、只見川と合流し、山間地帯を蛇行しながら、新潟県に向かって流れています。

気候は、日本海側気候に属し、また盆地特有の内陸性気候の特徴を有しており、年平均気温は11℃前後で、年間降水量は1,500mm程度となっています。また、寒暖の差が大きく、夏は気温が高く厳しい暑さが続く日もあり、一方、冬は寒冷で平均1～2m、多いところでは3mに及ぶ大量の積雪に見舞われるところもある特別豪雪地帯を含む豪雪地帯となっています。

公共交通機関は、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）の郡山駅～新津駅間を結ぶ磐越西線が市の南部を走っているほか、委託バスが1路線、路線バスが3路線、A I オンデマンドバスが喜多方市内の東部・西部の2エリアで運行されています。

また、主な道路網としては、東北内陸部と北関東を結ぶ国道121号及び地域高規格道路「会津縦貫北道路」が市を南北に縦断し、新潟県と本県浜通りを結ぶ国道459号が東西に横断しています。そのほか、県道が22路線、市道が2,159路線ありますが、特に山間部においては、急峻で屈曲が多い道路となっています。

イ 過疎の状況

本市の人口は、令和2年の国勢調査で44,760人となり、合併前旧市町村の昭和35年の合計人口75,175人と比較すると、60年間で30,415人減少しています。

合併前の旧市町村別に昭和35年と令和2年の人口を比較すると、旧喜多方市が△30.6%、旧熱塩加納村が△67.4%、旧塩川町が△30.6%、旧山都町が△67.9%、旧高郷村が△67.1%といずれも減少しており、特に山間地域における減少が顕著です。

※ 旧市町村別人口の推移（国勢調査）

（単位：人）

年次	喜多方市	合併前の旧市町村				
		旧喜多方市	旧熱塩加納村	旧塩川町	旧山都町	旧高郷村
昭和 35 年	75,175	42,338	6,959	12,737	8,351	4,790
昭和 50 年	60,924	37,471	4,501	10,009	5,620	3,323
平成 2 年	59,817	37,288	4,130	10,603	4,985	2,811
平成 17 年	56,396	36,410	3,256	10,354	4,055	2,321
平成 27 年	49,377	31,976	2,606	9,775	3,208	1,812
令和 2 年	44,760	29,391	2,268	8,844	2,682	1,575

平成 18 年 1 月の市町村合併以降は、市全域がみなし過疎の指定を受けていましたが、令和 2 年国勢調査の結果により、令和 4 年 4 月 1 日に過疎区分が変更され、全部過疎に指定されました。

過疎地域として指定を受けて以降、様々な過疎対策事業に取り組んできました。これまでの主な過疎対策事業は、農業の基盤整備、経営近代化施設等の整備や温泉保養施設の整備など「産業の振興」、道路、橋梁及び除雪ドーザ等の整備、並びに予約型乗合交通の運行など「交通施設の整備、交通手段の確保」、水道施設、下水道処理施設の整備や消防施設の整備など「生活環境の整備」、学校教育関連施設や体育施設の整備など「教育の振興」となっています。

また、集落対策として平成 20 年 11 月からは集落支援員 5 名を委嘱、対象集落の増加に伴い、現在は 8 名体制で行政と連携し集落との話し合いにおける助言や支援活動等を行っています。さらに、平成 27 年 9 月からは地域おこし協力隊を委嘱し、地域産業の後継者等として市内への定住・定着を目指しています。

今後も少子高齢化が進行する中、就業機会を確保するための産業の振興、定住を促進するための生活環境の整備、少子高齢化社会に対応した福祉、医療、教育の充実に努めていかなければなりません。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本市の人口は、昭和 30 年の国勢調査人口 81,257 人（旧 5 市町村合計）をピークに減少に転じ、令和 2 年の国勢調査人口は 44,760 人となっています。

本市の年齢 3 区分別人口の推移をみると、平成 2 年に 65 歳以上の人口（老年人口）が 15 歳未満の人口（年少人口）を上回り、その差は年々拡大しています。

また、15 歳～64 歳の人口（生産年齢人口）も減少し続けており、老年人口一人に対する生産年齢人口の数、いわゆる「高齢者 1 人を働き手何人で支えているのか」を比較すると、昭和 50 年の「5.8 人で 1 人」に対し、令和 2 年は「1.4 人で 1 人」となっています。

自然動態については、近年は年間 400 人強から 700 人弱の減少が続いており、社会動態については、転出超過の状態が続いています。

また、1 年ごとの出生数から算出した期間合計特殊出生率の推移をみると、近年は 1.1～1.6 台で推移しています。

イ 産業

本市の産業は、昭和40年頃までは、肥沃な土壌を背景に稲作をはじめとする農業が就業人口の半数以上を占めていましたが、安価な農産物の輸入増加などにより担い手の減少が進み、非鉄金属、繊維、電子部品などの製造業（ものづくり産業）の就業人口が増加してきました。特に、アルミニウム製品関連の製造業については、昭和初期から現在に至るまで本市の産業を支える大きな柱となっています。

バブル経済崩壊後の長期間にわたる景気低迷などにより製造業（ものづくり産業）も往時の勢いを失い、さらにリーマン・ショックを契機とする世界同時不況により製造品出荷額等には落ち込みが見られます。その後は東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響を受けながらも、落ち込みを最小限にとどめ、近年では回復の兆しが見られます。

また、商業においては、情報通信技術（ICT）の発達による販売・購入方法の多様化、大型店やコンビニエンスストア、フランチャイズ店の立地・拡大、経営者の高齢化や後継者不足などにより、個人商店や小規模店の数や売上額は減少しています。

一方、本市は雄大な自然環境に恵まれ、文化財や蔵などの歴史を感じさせる建造物も多く残されています。加えて、全国的に知名度の高いラーメンやそば、日本酒、四季を彩る花資源、多彩な農林畜産物や地場産品、温泉施設、地域性を生かしたイベントなど豊富な観光資源に恵まれ、グリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流人口も含め年間150万人を超える観光客が訪れています。また、本市には、良質で豊富な水や米等を原料とした醸造業や漆器などの伝統産業が受け継がれています。

このように、社会の変化に伴う影響を受けながらも、本市の特徴を生かした各種施策を展開し産業の振興を図ってきました。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 60,456	人 59,817	% △1.1	人 56,396	% △5.7	人 49,377	% △12.4	人 44,760	% △9.4
0歳～14歳	11,892	11,260	△5.3	8,000	△29.0	5,619	△30.0	4,905	△12.7
15歳～64歳	40,326	37,026	△8.2	31,752	△14.2	25,951	△18.3	23,375	△9.9
うち15歳～29歳(a)	11,041	8,501	△23.0	7,807	△8.2	5,482	△29.8	4,788	△12.7
65歳以上(b)	8,238	11,531	+40.0	16,600	+44.0	16,674	+0.4	16,479	△1.2
(a)/総数 若年者比率	% 18.3	% 14.2	-	% 13.8	-	% 11.1	-	% 10.7	-
(b)/総数 高齢者比率	% 13.6	% 19.3	-	% 29.4	-	% 33.8	-	% 36.8	-

※平成17年の総数と各年代別数との誤差は、年齢不詳者44名によるもの。

※平成27年の総数と各年代別数との誤差は、年齢不詳者1,133名によるもの。

※令和2年の総数と各年代別数との誤差は、年齢不詳者1名によるもの

表1-1 (2) 人口の見通し (長期人口ビジョン)

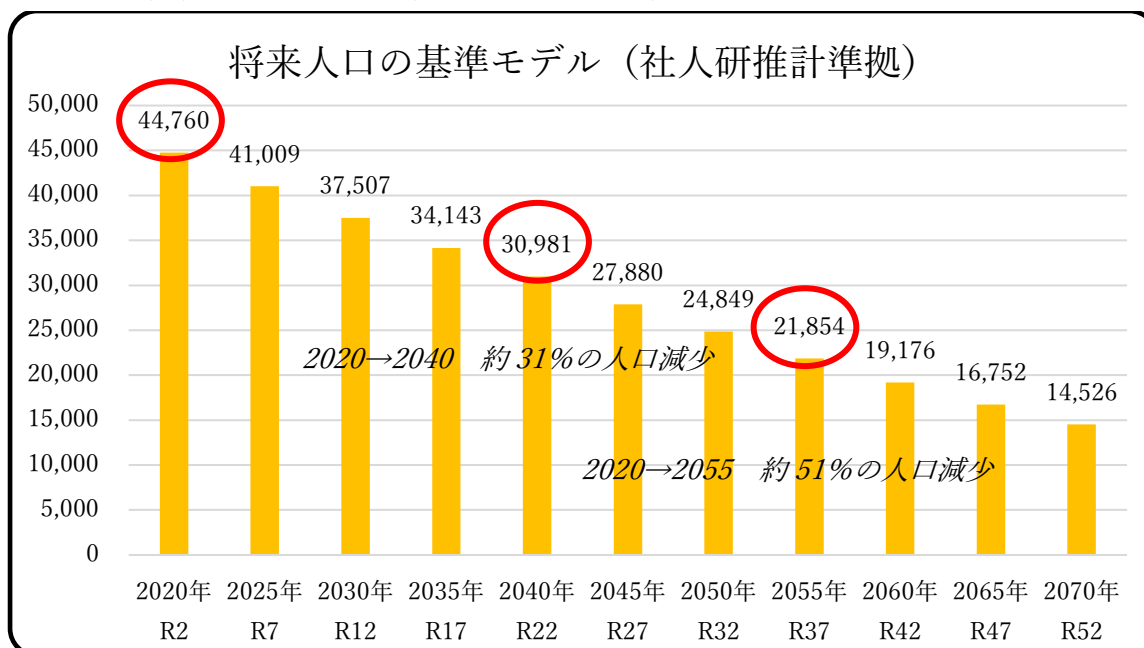


表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 33,114	人 31,630	% △4.5	人 27,803	% △12.1	人 23,766	% △14.5	人 22,149	% △6.8
第一次産業 就業人口比率	% 29.7	% 21.5	-	% 16.7	-	% 13.0	-	% 10.9	-
第二次産業 就業人口比率	% 34.7	% 40.2	-	% 32.1	-	% 30.4	-	% 29.1	-
第三次産業就業 人口比率	% 35.6	% 38.1	-	% 50.6	-	% 55.8	-	% 55.7	-

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

平成 18 年 1 月 4 日の市町村合併以降、旧喜多方市に本庁を設置、旧熱塩加納村、旧塩川町、旧山都町、旧高郷村に総合支所を設置し行政運営を行っています。

合併以降、人口は減少傾向にあり、少子高齢化に歯止めがかからない状況となっていることから、産業の振興による就業機会の創出、子育て環境の整備、地域医療体制の充実、また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びそれに起因する東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応など、政策の具現化を図るため、効率的・効果的な自治体運営が求められています。

引き続き、合併によるスケールメリットを生かした行政運営、広域的視点に立った生活基盤や公共施設などのインフラ整備、さらにそれぞれの地域の個性、特有の資源（自然環境、歴史、文化、農畜産物、観光など）を生かしながら振興を図ることにより、更なる発展に向けた取組を進めているところです。

イ 財政の状況

市税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存する財政運営が続いています。

特に、地方交付税の占める割合が令和 2 年度 30.2%、令和 6 年度 37.8%で合併後においても地方交付税への依存度が高い状態にあります。財政力指数については、令和 2 年度 0.37、令和 6 年度 0.37 であり依然として自主財源に乏しく脆弱な財政体質となっています。

経常収支比率は、令和 2 年度 95.5%、令和 6 年度 97.1%となりましたが、投資的経費を抑えた中で行財政運営を進めている状況にあります。

また、健全化判断比率のうち実質公債費比率については、令和 2 年度 7.5%、令和 6 年度 6.9%で地方債同意等基準を下回っている状況が続いていますが、今後も比率の適正化を維持するため、市債発行等を管理する必要があります。

このような財政状況を踏まえ、今後 5 年間における歳入歳出等の見通しを立てることにより、財政収支の均衡及び健全化を図り、諸施策を財政面から位置づけするための中期財政計画を策定し、計画的な財政運営を図ることとしています。

さらに、事務事業評価や費用対効果分析などを活用しつつ所要経費の精査を図り、事業の見直しなど財政の健全化に向けた更なる行財政改革を進めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、緊急性、重要性の高い事業への配分、徹底した経費の削減による歳出の抑制に努めています。新型コロナウイルス感染症対策、世界的動向に起因したエネルギー・物価高騰対策、激甚化・頻発化する自然災害への対応等の想定していない大規模な財政需要が短期間に集中し、それらへの対応等により、財政調整基金が急速に大きく減少したことから、健全化の方針、目標、期間、取組項目等を示す「喜多方市財政健全化プラン」を令和 7 年 9 月に策定し、令和 7～9 年度の 3 カ年度において、行政改革の観点も踏まえ、内部管理経費のより徹底した削減、全事務事業の更なる精査・見直しによる歳入確保と歳出削減等、将来にわたり安定的かつ持続可能な財政運営に向け、総力を挙げた集中的な財政健全化の取組を進めているところです。

ウ 施設整備の状況

① 産業の振興

農業関係では、農地の大区画化、農道や用排水路などの農業用施設整備を推進し、農産物の生産性の向上に取り組んでいます。

工業関係では、企業誘致により安定した雇用を創出するため、喜多方綾金工業団地を整備し分譲を進めています。

観光関係では、温泉保養施設の維持・管理・修繕や歴史・文化・花などの地域資源を活用した観光地づくりを進めています。

② 道路の整備

道路整備に関して、集落間の連絡機能の向上と交通利便性を確保するため、幹線道路の整備や地域内生活道路の整備、さらに農道、林道について整備を行ってきました。

これまで行ってきた整備によって、令和6年度末の市道改良率は80.6%、舗装率は76.7%となっています。

③ 生活環境の整備

污水处理施設に関して、これまで公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水事業及び合併処理浄化槽整備の促進事業を行ってきました。下水道等への接続率（水洗化率）は令和6年度末で93.4%となっています。

水道施設に関しては、上水道と併せ簡易水道の整備を図り、平成26年4月に簡易水道を上水道に統合しました。水道普及率は令和6年度末で91.5%となっています。

消防施設関係では、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの導入、消防ポンプ庫、防火水槽及び消火栓の整備を行ってきました。

また、生活の利便性など地域格差を軽減する対策として、冬季間における交通確保のための除雪機械導入事業、携帯電話が使用できない地域における携帯電話不通話地域解消事業を行ってきました。

④ 教育の振興

小・中学校施設について、校舎、屋内運動場の耐震化工事、屋根塗装工事、プール改修工事、暖房設備改修工事・空調設備設置を行うなど良好な教育環境づくりを図ってきました。

また、地域社会教育の拠点として公民館や社会教育施設を整備するとともに、生涯スポーツ推進のため、社会体育施設を整備し環境充実に努めてきました。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	26,773,708	26,491,473	33,207,914	29,517,946
一般財源	16,792,007	16,839,157	16,354,123	17,855,151
国庫支出金	3,691,736	2,744,205	9,103,134	4,021,084
都道府県支出金	1,662,433	2,306,426	2,347,459	2,683,123
地方債	2,488,417	2,119,497	2,022,530	1,769,041
うち過疎対策事業債	138,600	279,700	221,100	430,700
その他	2,139,115	2,482,188	3,380,668	3,189,547
歳出総額 B	25,778,245	25,778,347	32,659,195	29,125,900
義務的経費	11,020,419	10,510,205	11,607,979	12,609,990
投資的経費	3,312,345	2,909,056	3,379,204	3,538,370
うち普通建設事業	3,275,602	2,648,902	3,209,362	2,892,850
その他	11,156,865	12,116,448	17,373,575	12,642,362
過疎対策事業費	288,616	242,638	298,437	335,178
歳入歳出差引額 C (A - B)	995,463	713,126	548,719	392,046
翌年度へ繰越すべき財源 D	125,256	184,672	129,812	34,797
実質収支 C - D	870,207	528,454	418,907	357,249
財政力指数	0.390	0.377	0.37	0.37
公債費負担比率	14.7	11.8	11.0	11.6
実質公債費比率	17.4	11.5	7.5	6.9
起債制限比率	8.3	-	-	-
経常収支比率	82.6	83.8	95.5	97.1
将来負担比率	111.5	45.2	50.7	76.1
地方債現在高	24,111,108	25,380,375	25,888,596	25,631,184

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	47.1	64.8	72.4	79.1	80.0	80.6
舗装率 (%)	40.9	63.4	73.0	73.2	76.4	76.7
農道						
延長 (m)	-	-	-	248,588	243,925	250,124
林道						
延長 (m)	-	-	-	209,636	214,951	216,721
水道普及率 (%)	53.6	72.7	84.0	85.3	89.2	91.5
水洗化率 (%)	-	-	-	85.2	91.6	93.4
人口千人当たり病院 ・診療所の病床数 (床)	-	-	-	19.8	19.2	20.2

※平成 22 年度末の水道普及率は、上水道（喜多方、熱塩加納、塩川）と簡易水道等（山都、高郷）の合算

(4) 地域の持続的発展の基本方針

現在、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、環境・エネルギー問題など、大きく変化しており、これらの課題への対応が必要となっています。

特に人口減少問題は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の増大等、社会経済や市民生活への多岐にわたる深刻な影響が懸念されることから、本市の最重要課題であると捉えています。

本市は、この厳しい現実に対応し、10年先、さらにその先も豊かで元気な喜多方を持続していかなければなりません。そのため、これからのまちづくりは、産業の振興を今まで以上に力強く推し進め、安定した雇用と市民所得の向上により若い世代の定住を促し、同時に、将来のまちづくりの担い手となる人材をあらゆる分野で育成していくことが重要です。

今後は、これら産業の振興と人づくりが両輪となり、市の発展をけん引することによって、良好な経済状況と安定した市民生活を生み出し、だれもが活躍する、活力に満ちた元気なまちと市民の求める安心で快適な暮らしを実現していくというビジョンのもと、本市の将来の都市像を『力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち』と掲げ、この都市像の実現に向け、市民との協働によるまちづくりを一層推進し、本市の更なる躍進を目指していきます。

ア 地域の特性を生かした力強い産業づくり

定住に結びつく持続可能な経済活動の実現に向け、基幹産業である農業、ものづくり産業の更なる発展と地域資源を活用した魅力ある観光を推進するとともに、企業の誘致や林業の再生、街なかの賑わいを創出するなど、力強い産業の振興により『新しい産業や雇用の創出、所得の向上が実現されるまち』を目指します。

イ 地域を支え未来を拓く人づくり

「まちづくりは人づくりから」の理念のもと、次代を担う子どもたちに向け質の高い良好な教育の実践とその環境整備に取り組むとともに、市民一人一人が、郷土の偉人や歴史・文化に学び、心豊かで充実した人生を送ることができるよう学習機会の提供や主体的に活動できる環境を整備します。そして、生涯にわたり郷土に愛着と誇りを持って、様々な分野で活躍する、『本市の未来を支える人材が育つまち』を目指します。

ウ 安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり

保健、医療、介護、福祉の充実と連携、災害等への備えの強化など日々のくらしにおける安全・安心を確保し、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境や高齢者が元気に生きがいをもってらせる環境づくりを推進するとともに、生活や産業などを支える社会基盤の維持・充実により、『活力ある、だれもが快適で生活しやすいまち』を目指します。

エ 自然との共生と元気なふるさとづくり

市民が主体的に行うまちづくりや市民活動を支援し、地域間の連携・交流や大学・企業等との協力・提携、移住者の受け入れなどにより魅力的で持続可能なまちづくりを推進するとともに、生活環境や自然環境、地球環境へ配慮した取組を進めるなど、地域の価値を高め、自然との共生と市民と行政の協働により、『活力あふれるまち』を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

喜多方市長期人口ビジョンにおいては、令和17年（2035年）までに希望出生率1.90の達成を、さらに令和27年（2045年）までに希望出生率2.07を目指すとともに、令和27年（2045年）までに若者の流出抑制、子育て世代の流入促進による社会動態±0を目指すことにより、令和27年（2045年）で30,000人程度、令和52年（2070年）で20,000人以上の人口の確保を目標としています。

本計画における基本目標については、喜多方市長期人口ビジョンにおける上記の将来展望人口を基準とし、令和12年度（2030年度）で37,775人と設定します。

なお、喜多方市長期人口ビジョンの見直しがあった場合は、本基本目標についても修正するものとします。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

基本目標である人口については、毎年度の実績を市ホームページ等で公表します。

また、本計画に掲げた各事業については、毎年度、事務事業評価推進本部会議及び外部評価委員会による事務事業評価を活用して評価・検証を実施し、必要に応じて事業の見直しを行います。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画においては、安全かつ安心な施設の提供、住民サービスの維持、向上、将来の財政負担を軽減、平準化するための施設の長寿命化や更新等について、次の基本的な考え方により、喜多方市公共施設等総合管理計画との整合を図ります。

ア 公共施設等の更新及び統合や改修

公共施設等の更新及び新設については、現状と比較して同等規模以下・必要最低限の規模とし、他の施設との複合化についても検討することにより費用の抑制と全体的な総量の適正化に努めます。また、公共施設等の改修、更新等を行う際は、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、脱炭素化を図ります。

イ 予防保全型の維持管理による長寿命化

公共施設等の維持管理については、法定点検実施の徹底はもとより、日々の点検により施設の状況を随時把握し、未然防止または軽微な段階で改修等の対策を行う予防保全型の維持管理を推進することにより緊急的な修繕工事等を抑制し維持管理費を縮減します。

ウ 維持管理・更新費用の平準化

公共施設等の老朽化の状況を勘案しつつ、改修・建替え時期の調整を行い、財政負担の平準化を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア 移住・定住

地方都市では、現在も首都圏などへの人口流出が続いており、特に将来世代の形成が期待される若い世代が流出する人口の社会減と、合計特殊出生率の低下、高齢化の進行という人口の自然減があいまって、人口減少が進んでいます。

本市における人口の社会動態の推移は、平成 18 年の合併以降も、転出超過の状況が続いています。住民基本台帳による転出者の年齢層については、令和 2 年では 20 歳から 24 歳が最多となっており、若年層の人口流出が見られます。平成 22 年以降、企業誘致・雇用確保などの産業の振興や、移住・定住策に力を入れたことにより、転出超過数は大きく減少傾向にあるものの、今後も、特に若年層の市外への流出を抑制し、市内への定着を促進していく必要があります。

一方で、近年、都市部では田舎暮らし志向が高まりつつあり、地方への移住を検討している若年層の割合が増加している傾向にある中、新型コロナウイルス感染症をきっかけとしたテレワークの普及などにより、移住への関心はより一層高まっています。今後は、これら若年層などに対し、移住に向けた支援などを行うことで、本市への移住を促進し、人口減少や高齢化が進む地域の維持や活性化にもつなげていくことが必要となっています。

イ 地域間交流の促進

人口減少が進み、市を取り巻く環境が様々に変化していく中、地域の活力を維持し、住民福祉の向上や地域における課題解決を図るためには、共通する行政課題を抱える市町村、大学、民間企業などとの連携と交流の推進がますます重要となっています。

本市は、隣接する北塩原村、西会津町とともに喜多方地方広域市町村圏組合を組織し、広域行政を推進しているほか、会津総合開発協議会をはじめ、自治体などで組織する地域規模から全国規模までの様々な協議会などに加入し、共通する行政課題への対応を行っています。さらに、県内外の市町村、大学、民間企業などとの各種協定に基づき連携体制を築いているほか、友好都市との交流を進めています。

さらに、北塩原村及び西会津町とともに、喜多方地方定住自立圏を形成しており、3市町村で相互に連携しながら、人口減少や少子高齢化に対応し、圏域における生活機能の確保を図るための様々な取組を進めています。

今後も、これらの連携や交流を深め、様々な分野での課題解決に取り組むとともに、自治体中心の地域間交流から、個人や民間団体などによる自主的な交流へと発展させ、ひと・もの・情報の流れを活発化することで、本市の地域の魅力の向上を図っていくことが必要とされています。

また、本市の国際交流の現状として、姉妹都市、友好都市を中心とした外国の都市との交流、本市に居住している外国人を対象とした日本語教室や一元的相談窓口の設置、市民の国際感覚を醸成するための事業に取り組んでいます。

このような中、全国的に外国人技能実習生の受入が増加するなど、外国人住民数が増加していることから、外国人住民に対する支援策が求められているところであり、本市においても市民の異文化理解・相互理解を深め、多様性を生かした国際交流や多文化共生社会の推進を図り、生活者としての外国人への対応を整備する必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

① 移住の促進

- ・ 移住相談窓口の充実や、本市でのくらしを体験できる仕組みづくりなど、移住しやすい環境の整備を推進します。
- ・ 移住のための住まいや仕事などについて支援するとともに、首都圏などに向けて本市での田舎暮らしについて情報発信を行います。
- ・ 新たな人の流れを創出するため、新しい働き方に対応した環境整備を行うとともに、地域おこし協力隊の設置や関係人口の拡大に向けた取組を推進します。

② 定住の促進

- ・ 若年層の市外への流出を抑制し、市内での定住を促進します。
- ・ 定住促進住宅の整備など、若年層の住まいの確保や支援に取り組みます。

イ 地域間交流の促進

① 地域間等の連携と交流の推進

- ・ 関係市町村との連携による効率的で効果的な施策の推進を図るため、喜多方地方広域市町村圏組合による事業の共同処理を進めるとともに、喜多方地方定住自立圏や会津総合開発協議会などの活動を通して広域的な諸課題への対応を図ります。
- ・ 友好都市である東京都東大和市や千葉県香取市など他市町村との行政分野での協力関係、連携関係を深めるとともに市民や民間団体間での産業・文化分野などの交流へと発展するよう地域間交流活動を推進します。
- ・ 大学、民間企業などとの連携により、様々な分野での地域課題の解決に努めます。

② 国際交流及び多文化共生の推進

- ・ 市民が国際理解を深める機会を拡大するため、アメリカ合衆国ウィルソンビル市や中国宿遷市との交流を推進するとともに、民間団体の国際交流活動を支援することにより、市民の国際感覚の醸成に努めます。
- ・ 市民の多文化共生意識の啓発に努め、外国人住民向けに生活情報の提供や相談体制の環境整備を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住促進事業	市	

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア 農林業

農林業は、食料や木材の生産・供給だけでなく、その営みを通じて、国土の保全などの多面的な役割を果たしておりますが、担い手の減少や高齢化の進行、さらに本県では東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による風評の影響が未だ根強いなど、厳しい状況に置かれています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因し、我が国では、食料などの過度な海外依存や大都市一極集中の危うさが露呈し、国内回帰、田園回帰の潮流が高まっています。

こうした現状に対応し、若者が自らの将来を託すことができる産業として農林業を発展させるとともに、その生産基盤を次世代に継承していく必要があります。

本市の農業は、稲作を中心とした小規模で高齢化率が高い就業構造となっていることから、足腰の強い農業の確立を図るため、担い手への農地の集積・集約化による経営規模の拡大、集落営農などの組織化・法人化、さらには小規模でも経営が成り立つ高収益な園芸作物の生産拡大や施設化などの促進と併せて、田園回帰を求める若者などの就農を促進する必要があります。

また、農地の有効利用を図りながら、需要に応じた生産と生産性の向上を進めるとともに、高付加価値化につながる6次産業化や環境にやさしい農業の更なる推進に加え、農畜産物の風評払拭と消費拡大を図る取組を継続的に進めていく必要があります。

本市の林業は、木材価格の低迷や後継者不足により森林所有者の林業経営意欲が低下し、森林境界の不明確化も進むなか、森林の荒廃が懸念されています。一方で、国土の保全や地球温暖化防止、保健休養機能など森林が有する多面的機能の発揮が求められ、林業経営体の育成を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら、森林資源の活用を促進することが課題となっており、さらには、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法に基づき、新たな制度に沿って森林の適切な経営や管理を行い、健全で豊かな森林をつくることが求められています。

また、中山間地域を中心に有害鳥獣による人的被害や農作物被害、スギの皮剥被害、病害虫による森林被害などが発生しており、自然環境に配慮しながら被害防止や捕獲などを進めていくことが課題となっています。

イ 商業

商業を取り巻く環境は、バブル経済崩壊後、長く続いた景気低迷とともに、インターネットなど情報通信技術の発達による販売・購入方法の多様化、買い物のレジャー化や外食傾向の高まりなど消費者ニーズや生活様式の多様化など著しい変化がみられます。

また、人口減少や少子高齢化の進行などによる核家族化、居住地の分散、スーパーやホームセンターなど大規模小売店舗の郊外出店、コンビニエンスストアやドラッグストアなど新たな経営形態の増加などにより、商店街の集客力が低下し、市街地の空洞化が進んでいます。

さらに、コロナ禍を契機として急速に普及しているキャッシュレス化への対応など、消費機会の拡大に向けた取組が必要となっています。

地域住民が生活し、交流を深め、文化を育む重要な場である市街地の空洞化は、単なる商店街としての問題ではなく、まちづくり全体に関わる大きなテーマであり、今後、商店街の活性化を

図るとともに、地域住民の消費生活や交流の場として、商店街の機能向上が求められています。

このような中であって、本市においては、商工団体などと連携しながら、魅力ある商店づくりや街なかの賑わいを創出するとともに、中小企業の育成や起業・創業の促進により、新たな活力を生み出し、商業を活性化していくことが課題となっています。

ウ 工業

グローバル社会の進展により、生産拠点の移転や価格競争の激化、為替相場の変動、東日本大震災などの影響により、工業を取り巻く環境に大きな変化が生じています。また、人口減少や少子高齢化の進行により、ものづくりを支える人材を確保することが難しくなっています。こうしたことから、ものづくり企業は、国内外の厳しい競争に勝ち残り続けるため、経営力と競争力の強化が求められています。

このような中、本市においては、ものづくり企業の経営基盤の強化と人材の育成を促進することにより経営力と技術力を高めるとともに、様々な機関と連携を図りながら今後成長が見込める分野や新分野への進出を促し、企業の強みや地域資源を生かした新製品・新技術の研究・開発の取組を支援する必要があります。さらに、新たに整備した工業団地への企業誘致や既存企業への操業支援を充実させ生産力の拡大などにより雇用を創出し、就業構造基盤の強化を図ることによって、地域の経済力を高めていくことが課題となっています。

エ 雇用・労働

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、労働人口の減少が危惧される中、地域経済が持続的に発展していくためには、企業などの安定した経済活動を支える人材の確保が重要です。

このため、若年層の地元への定着率を高め、高齢者、女性、再就職者、U I J ターン者、障がい者など幅広い人材の就業を円滑に進めるとともに、地域の企業などが求める人材を継続して育成していく必要があります。

また、すべての労働者が生きがいとゆとりを持って、いきいきと安心して働くことができる労働環境の充実が求められています。

このような中、ハローワーク喜多方管内の有効求人倍率は、全国や県内の他の地域と比べても低く、一部においては求人と求職のニーズが一致しないことなどにより、若年層を中心に市外への人材流出も生じています。

本市においては、商工業の基盤の強化とあわせ、就業機会の確保や新たな雇用の創出、良好な職場環境づくりなど労働環境の更なる整備による雇用の安定と若年層の市内への定着を促進することが課題となっています。

オ 観光

国では、観光立国推進基本計画において、観光を地方創生の切り札として観光産業を我が国の基幹産業へと成長させていくため、国を挙げて観光先進国を目指すこととしており、特に近年増加傾向にある訪日外国人旅行者数を 2030 年には 6,000 万人とする目標を掲げ、「世界が訪れたくなる日本」を目指した取組を推進することとしています。

本市は、飯豊連峰をはじめとする雄大な自然環境や四季を彩る様々な花資源に恵まれ、また、神社仏閣や蔵のまち並みなどの人々の暮らしと歴史を感じさせる建造物も多く残されています。さらにラーメンやそばをはじめ、日本酒、味噌、醤油などの醸造品や豊かな農産物に由来する地域ならではの食文化が根付いており、これらの自然、歴史、文化、食などの豊富な観光資源を生かした取組により、年間 150 万人もの観光客が訪れる観光都市となっています。

しかしながら、本市を訪れる観光客については、滞在時間が短く、観光消費額単価が低いこと、また、教育旅行の受入れ数については、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による風評の影響が未だ根強く、震災以前の水準にはほど遠い状態が続いていることから、滞在時間の延伸に向けた取組や、風評の払拭と宣伝誘致が課題となっています。

さらに、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光産業を含め本市の経済全体が極めて大きな影響を受けました。コロナ禍以降、生活様式が見直されてきた中で、情報社会の発展、人々の価値観の変化とともに、旅行形態を含めた観光スタイルも大きく変容してきています。

今後は、多様化するニーズに対応した観光・物産の振興を図り、地域が一体となって新しい視点での事業展開に取り組むことで、大きく落ち込んだ観光客入込数や宿泊者数などを向上させ、市内経済の活性化を促進していくことが必要となっています。

(2) その対策

ア 農林業

① 多様な担い手の育成・確保

- ・ 青年層の就農促進・定着を図るとともに、本市農業の担い手となる認定農業者への誘導や集落営農などの組織化・法人化を推進しつつ、経営感覚に優れ、他産業並みの所得が確保できる経営体への発展に向けて支援します。

② 農地の集積・集約化と有効利用

- ・ 集落における継続的な話し合いを通じた地域計画のブラッシュアップを実施するとともに地域計画の実現に向けた取組や農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地活動等を通じて担い手への農地の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を図ります。

③ 振興作物の産地化

- ・ アスパラガス、キュウリ、トマト、ミニトマト、トルコギキョウを振興作物として位置付け、これら収益性の高い園芸作物の生産拡大や水稲との複合経営化とともに、高品質で安定した収量が確保できる施設化や栽培体系の導入を推進し、競争力のある産地の形成を推進します。

④ 農業経営の安定化

- ・ 水田農業経営の安定化に向け、水田をフル活用しながら、高収益な園芸作物やソバ、麦、大豆などの土地利用型作物の作付を促進し、地域の特性を生かした産地づくりと需要に応じた

米生産を推進します。

- ・ 稲作経営の収益力向上に向け、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、スマート農業などの省力栽培技術の導入、主要品種のコシヒカリと作期が異なる多収品種の導入などにより、多様な米づくりを推進します。
- ・ 畜産経営の安定化に向け、省力・低コスト化につながる高性能機械などの導入や耕畜連携による飼料自給率の向上を図るとともに、地域内一貫生産に向け、市内で生産された肥育素牛の導入支援を行い、ふくしま会津牛のブランド化と市場が求める畜産物の生産を推進します。

⑤ 6次産業化・販路拡大

- ・ 農業所得の向上に向け、農林業者による6次産業化の取組を支援します。
- ・ 農畜産物の風評払拭と消費拡大を図るため、首都圏等でのトップセールスや販売イベントを実施するとともに、本市産農畜産物を取り扱う事業者との連携による情報発信に取り組みます。

⑥ 環境にやさしい農業の推進

- ・ SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速する中、令和6年5月に行ったオーガニックビレッジ宣言に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する取組を更に推進し、環境にやさしい農業の普及拡大を図ります。

⑦ 農村環境・農業基盤の整備保全

- ・ 魅力のある農村集落の環境整備のため、地域が行う共同活動への支援や中山間地域の棚田などを含む農地の保全と有効利用を推進します。
- ・ 効率的な農業生産を確保するため、大区画のほ場整備、農道や用排水路などの整備を推進し、農家負担の軽減を図りながら土地改良施設の長寿命化対策への取組を推進します。

⑧ 林業の担い手育成と生産基盤の整備

- ・ 市内林業事業体と連携しながら、森林経営計画の策定を促進し、民有林の森林整備の推進を図ります。
- ・ 木材の供給体制の強化を図るため、林業の担い手育成を促進し、林業機械の導入などを支援します。
- ・ 林道の整備や維持管理、森林病虫害対策などにより、林業生産基盤の整備を推進します。

⑨ 森林の保全及び活用

- ・ 森林環境の整備、地域材の利用促進、森林環境学習の推進などに取り組みます。
- ・ 森林公園などを適切に維持管理し、保健休養機能による市民の健康増進を図るなど、森林の多様な活用に努めます。
- ・ きのかや漆など特用林産物の生産の振興を図ります。
- ・ 災害を防止するため、国・県と連携し、治山事業や地すべり対策事業などに取り組みます。
- ・ 森林経営管理制度による民有林の森林整備を推進します。
- ・ 森林整備によって搬出される間伐材から生産された木質チップを使用するなど、森林資源

の活用を積極的に促進します。

⑩ 有害鳥獣による被害防止

- ・ 有害鳥獣による人的被害や農作物の被害防止のため、野生動物を誘引しない環境づくりの支援や、有害鳥獣の捕獲などの対策を行います。

イ 商業

① 魅力ある商店づくりと賑わいの創出

- ・ 市内における消費の促進を図るため、各商店の魅力ある商店づくりの取組を支援します。
- ・ 商業者間、商工団体や地域間などの連携を強化し、市民と密着したイベントの開催など地域の特色や活力、コミュニティ機能を高める多様な交流により、街なかの賑わい創出を図ります。
- ・ 商店街の整備や高齢者など買い物弱者の利便性を向上させ、商店街機能の向上と商業を通じたまちづくりを推進します。
- ・ キャッシュレス化への対応など、消費機会の拡大に向けた取組を推進します。

② 中小企業の育成

- ・ 受注や販路拡大のため、商工団体、金融機関などと連携し、マーケティング能力の向上や積極的な市場開拓の取組を支援します。
- ・ 商工団体、金融機関などが行う経営改善普及指導などへの支援、中小企業の設備近代化、経営合理化、資金繰りなどを支援する融資制度と補助制度を充実し、経営基盤の強化による中小企業の育成を図ります。
- ・ 後継者の確保、若手経営者の育成、事業継承に対する支援などにより、人材の育成を図ります。

③ 新たな活力の創出

- ・ 創業支援センターを中心に、商工団体、金融機関などと連携し、創業希望者が円滑に創業できる支援や開業後のフォローアップを充実させるとともに、空き店舗活用の支援により起業・創業を促進し、新たな活力の創出を図ります。

ウ 工業

① 経営基盤の強化

- ・ 生産性や収益性の向上を図るため、組織の意識改革や経営環境の改善、競争力の強化を支援します。
- ・ 技術力や研究開発力を向上させ、景気変動や価格競争に影響されにくい新技術の獲得や付加価値の高い製品開発を支援します。
- ・ 受注拡大につながる販売力の強化の取組と新しい市場の開拓、販路拡大への取組を支援します。
- ・ 商工団体、金融機関などが行う経営改善普及指導などへの支援、中小企業の設備近代化、経営合理化、資金繰りなどを支援する融資制度と補助制度を充実し、企業の育成を図ります。

② 雇用創出と人材の確保・育成

- ・ 企業誘致、既存企業の拡大などにより雇用を創出し、人材の確保を図ります。
- ・ 経営者・後継者の育成とともに、技術・技能の継承者、高度な製品・技術の開発に携わる人材の育成を支援します。
- ・ 将来のものづくりを担う人材の育成を図ります。

③ 新産業・新分野への進出支援

- ・ 地域資源と保有技術を生かした付加価値の高い製品や、新製品の開発など、新産業・新分野への進出を支援します。
- ・ 産学官金連携により、企業が抱える経営や技術など課題の解決を支援します。

④ 企業誘致の推進と操業支援

- ・ 工業団地の更なる整備により、企業誘致を推進します。
- ・ 対応力の高い生産体制の構築と生産力の拡大、生産効率や品質の向上などを支援します。
- ・ 新たな企業立地や設備投資しやすい環境を整備するとともに、創業や新エネルギー、成長分野への参入を支援します。
- ・ 工業振興に関する情報の共有化や助成金の申請など円滑な操業を支援する体制の強化・充実に努めます。
- ・ 広域的な企業の連携を支援するとともに、自治体間の連携により産業振興による地域活力の維持や雇用拡大の促進を図ります。

エ 雇用・労働

① 就業機会の確保と雇用創出の推進

- ・ 関係機関や団体と連携した就職面接会などの開催、就職情報の提供などにより、新規学卒者、再就職希望者、障がい者などの就業機会の確保を図ります。
- ・ 雇用相談センターの相談や就業支援業務を充実し、就業の促進と求職・求人のマッチングを図ります。
- ・ 高齢者労働力の活用や働きやすい環境づくりにより、女性や障がい者などの就業を促進し、安定した雇用を図ります。
- ・ 企業誘致や市内企業への支援を通して雇用を創出するとともに、UIJターン者や起業・創業者への支援により、新たな雇用の創出を図ります。

② 職業能力の向上と労働者福祉の向上

- ・ 関係機関と連携し、職業能力開発の支援を充実し、職業能力の向上を図ります。
- ・ 企業に働きかけ、働きやすい環境づくりを図り、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。
- ・ 小規模事業所と勤労者の福利厚生を充実し、労働者福祉の向上を図ります。

③ 若年層の市内定着の促進と市内企業の人材確保

- ・ 関係機関・団体と連携し、高校生の市内企業への理解を高めるとともに、就職支援を充実させ、若年層の市内定着と市内企業の人材確保を図ります。
- ・ 若年層が市内での就職・定住を希望するような動機づけを提供し、若年層の市内定着を促進します。

オ 観光

① 地域特性を生かした観光の魅力づくり

- ・ ラーメン、そば、日本酒、蔵、花などの本市の強みを生かし、訪れる観光客の滞在時間の延伸による観光消費活動の活性化と宿泊につながるコンテンツや体験・周遊プランの造成に向け、関係機関と連携した取組を促進します。
- ・ 旧甲斐家蔵住宅を観光・情報発信の拠点として整備し、蔵やまち並み、神社仏閣、その他観光資源の文化的価値を生かしたまちづくりを進めます。
- ・ 豊かな自然と長い歴史に育まれた四季折々の花々を誘客に生かす「花でもてなす観光」を市内全域で進めます。
- ・ 既存の観光資源の魅力向上を図るとともに、新たな観光資源の発掘と活用により、観光地としての多彩な魅力の創出を図ります。
- ・ 地域の特性を生かしたイベントや自然環境を生かしたアウトドア観光の振興を図ります。

② 誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実

- ・ 本市の様々な観光・物産情報について、ターゲットを明確にし、ICTや各種メディアの活用とともに、観光誘客イベントでの宣伝などタイムリーで信頼できる効果的な情報発信に取り組めます。
- ・ 蔵とラーメン・そばのまちとしての全国的知名度を最大限に生かし、旅行事業者やマスコミを対象とした観光プロモーションの展開と多彩な体験プログラムなどを活用した教育旅行の誘致に取り組めます。
- ・ 観光案内所や観光駐車場を適切に運営するとともに、観光ガイドをはじめおもてなしの心をもった観光人材の育成など、きめ細かな受入体制の整備を進めます。
- ・ 公共交通機関と連携を図りながら、駅などの交通拠点と観光地を結ぶ二次交通の充実に向けた取組を促進します。
- ・ すべての人が利用しやすい環境を整備するため、観光支援サービスの体制づくりを行うとともに、施設の適正な管理に努めます。
- ・ 観光担い手の中核となる（一社）喜多方観光物産協会の経営基盤の強化を支援し、市と同協会のそれぞれの役割を明確にして観光振興を推進するとともに、市と同協会の協働による魅力的な観光受入体制の充実に取り組めます。

③ 広域観光と外国人観光客の誘客推進

- ・ 近隣市町村や県内・県外も含めた広域市町村などとの連携を更に強化し、魅力的な広域観光エリアづくりを継続的に進めるとともに、外国人観光客の誘客や宿泊促進などの取組を進めます。
- ・ 多方面から新たな観光誘客が見込める会津縦貫南道路や東北中央自動車道などの、整備が進められている広域交通網を有効に活用し、広域観光を推進します。
- ・ 今後、需要が見込まれる外国人観光客の誘客促進に向け、観光案内板などの言語表記や無線LANの整備促進など、受入環境の整備を図るとともに、関係機関・団体と連携し、効果的な海外プロモーションや宣伝活動を行います。

④ グリーン・ツーリズムの推進

- ・ グリーン・ツーリズムサポートセンターや（一社）喜多方観光物産協会などの関係機関・団体と連携し、風評被害を払拭するために正確な情報を発信するとともに、首都圏の学校などに対して戦略的な教育旅行の誘致を実施します。また、友好都市などと連携を強化し効果的な交流事業を進め、都市と農山村の交流人口の拡大を促進します。
- ・ 新たな体験コースの開発など、より魅力ある体験メニューの造成や拡充を促進します。
- ・ 関係機関・団体と連携し受入農家の拡充と資質向上を図り、人材育成を含めた受入体制の充実を促進します。

⑤ 物産の振興

- ・ 全国的な知名度があり評価も高いラーメンやそば、日本酒のほか、コメ、野菜、ふくしま会津牛などの農畜産物に加え、醸造品や工芸品などの本市ならではの多種多様なこだわりの逸品について、（一社）喜多方観光物産協会や会津よつば農業協同組合などと連携し、PR強化による更なる知名度の向上を図るとともに、より魅力的な商品の開発や市内飲食店などでの更なる利活用と国内外での販路拡大の取組を支援します。
- ・ 友好都市や交流のある都市などと連携し、相互交流による観光・物産PRを行い、関係人口の拡大を図ります。

⑥ ポストコロナ社会を見据えた観光・物産の振興

- ・ 「新しい生活様式」を取り入れ、地域の特性を生かしたイベントや、自然環境を生かしたアウトドア観光の振興を図ります。
- ・ 国内回帰による旅行需要を見込み、本市が他の観光地よりも魅力ある観光地として多くの人々に「選ばれるまち」となる情報発信に取り組みます。
- ・ サテライトオフィスやテレワーク、ワーケーションなどの新しい働き方を通じた、田園回帰による交流人口の拡大に努めます。
- ・ コロナ禍を乗り越える物産事業者の育成を図るため、新たな流通・販売方法への支援に加え、事業者間の連携などによる足腰の強い観光・物産振興を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	温泉保養施設修繕事業	市	
		旧甲斐家蔵住宅整備事業	市	
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	新規就農者経営確立支援事業	市	
		創業支援事業	市	
		花でもてなす観光事業	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
喜多方市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型	基本的な方針
観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・利活用の見直しにより施設機能重複を解消します。 ・民間活力の導入により施設の整備・運営を効率化します。 ・計画的な修繕等により施設機能を確保します。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

地域情報化については、情報通信技術（ICT）の発達により、国では、すべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）が高度に融合し、これまでにない新たな価値を生み出すことで、様々な課題や困難を克服する、新たな社会 Society5.0 の実現を目指しています。

本市においても、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進とあわせ、デジタル社会構築への取組を推進する必要があります。

(2) その対策

- ・ 最新の情報通信技術の動向を調査するとともに、住民の利便性向上や地域が抱える課題解決のためのツールとしての情報通信技術の利活用について研究・検討します。
- ・ 携帯電話サービスの5G化などの情報通信基盤の高度化に向け、関係機関などへ働きかけを行い、地域情報化の推進を図ります。
- ・ 住民の利便性向上や行政サービスの効率化の観点から、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	スマート行政推進事業	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 交通施設の整備

本市の道路状況については、地域間の交流と観光資源の活用を促進し、本市の均衡ある発展を図るため、幹線道路の整備が急務となっています。また、市街地の道路については、幹線道路との関係のほかに、沿道の景観と一体となった地域の賑わいや安らぎを創出するため、道路空間の多面的利用の重要性が増しています。今後、国、県、市道の整備促進、また歩道などの交通安全施設や除雪の充実については、地域全体を見据えつつ、地域住民が安全・安心に暮らし続けられるように努めるとともに、除雪に伴う堆雪場所の確保など、市民と一体となった取組の充実が求められています。

イ 交通手段の確保

公共交通は、車社会の進展や人口の減少に伴い、利用者が減少していますが、高齢者や児童生徒などの移動手段の確保や交流人口の拡大にとって必要不可欠なものです。今後は、市民のニーズを捉えた公共交通機関の維持と効率化、利便性をより向上することが課題となっています。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

- ・ 生活環境の向上や商店街活性化、交流人口の拡大、企業誘致などの各施策に対応し、それらを支援する道路ネットワークを構築します。
- ・ 各地域のバランスを考慮しながら市道整備を行うとともに、国、県道については積極的に働きかけを行い、整備促進を図ります。
- ・ 各地域の安全・安心を確保するため、行政区間や通学路に公設街路灯を整備するとともに、行政区内の街路灯整備に対する支援を行います。
- ・ 行政区が事業主体となって行う道路整備に対して、生活道路整備事業などにより支援します。
- ・ 道路や道路構造物などの持続可能な維持管理に努めます。
- ・ 地域の実情に即した除雪体制を整備し、冬期間の市民生活の安全と経済活動の確保が図れるような確でスムーズな除雪に努めます。
- ・ 通行者の安全確保や利便性の向上など交通や連絡機能の充実を図ります。

イ 交通手段の確保

- ・ 鉄道の利便性を高めるため、輸送力の充実強化、駅構内のバリアフリー化、Suica 導入駅の拡大などについて関係機関に働きかけ、利用者の利便性の向上を図ります。
- ・ バスの運行を支援するとともに、地域公共交通計画に基づき持続可能な公共交通の形成と、利用者の利便性の向上を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 「道路」	道路ストックリニューアル事業	市	
		道路改良等事業	市	
		豊川・慶徳線道路整備事業	市	
	「橋 梁」	橋梁長寿命化整備事業	市	
	「その他」	交通安全施設整備事業	市	
		雪寒施設整備事業（消雪施設更新）	市	
	(3)林 道	山のみち地域づくり交付金事業 北塩原・磐梯線	県	
		林道維持管理事業	市	
	(6)自動車等 「自動車」	除雪機械整備事業	市	
	(9)過疎地域持続 的発展特別事業	地域公共交通対策事業	公共交 通会議 ・市	
	(10)その他	坂井・四ツ谷線街路事業（御清水工区）	市	
		小田付地区街なみ環境整備事業（南町工区）	市	
都市再生整備計画事業（塩川駅周辺地区）		市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型	基本的な方針
道路・橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、舗装等点検基準に基づく定期的な点検及び診断を実施します。 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕等を実施します。 ・安全な道路交通を確保するためのパトロールを実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 水道・汚水・廃棄物処理施設

水道事業については、水道普及率が福島県平均と比較しても低いことから拡張工事や水道加入促進が課題となっているとともに、水道施設の老朽化への対策として、計画的な改修工事や施設の更新が必要となっています。また、水道の未普及地区に対しては、支援を行う必要があります。

汚水処理事業については、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により進められていますが、未だ汚水処理人口普及率は全国平均と比較しても低い状況にあります。その中でも公共下水道事業については、下水道整備区域の見直しを行うとともに、早期に未普及地域の解消を推進していくことが必要とされています。

廃棄物処理については、近年のライフスタイルの変化に伴い、大量消費・大量廃棄が進み、ごみ全体の排出量は人口減少率に比べ、減らない状況にあります。ごみの減量化（リデュース）によって焼却由来の二酸化炭素排出への対策を進めることはもとより、資源としての循環利用（リユース・リサイクル）によるごみの適正な処分によって、資源効率性の向上と脱炭素化の同時達成に取り組む必要があります。

イ 水路

本市では、豊富な水と清らかな水路を維持するため、清流対策に取り組み、水源や用水路などの現況調査、水路や側溝の清掃を実施するとともに整備に努め、冠水や素堀水路の解消を図ってきました。今後は、安定した流水の確保を図っていくとともに、水路整備計画の検証、水路の維持管理体制の確立などが課題となっています。

ウ 消防・防災

わが国は、地震や風水害などの自然災害にさらされることが多く、平成 23 年 3 月の東日本大震災や、本市においても大きな被害が発生した平成 25 年 7 月の豪雨災害、さらには平成 28 年 4 月の熊本地震、令和元年 10 月の東日本台風など、大規模な自然災害が相次いで発生しています。このような地震や豪雨などによる自然災害に加え、火災などの市民生活を脅かす各種災害に対し、被害を最小限に抑える対策を常に講じておくことが重要です。

このような中であって、本市においては、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」、国民保護法に基づく「国民保護計画」の随時見直しを行うとともに、消防体制の充実を図り、各種災害に対する防災力の強化に努め、災害発生時には災害情報連携システムの運用による迅速な災害情報の発信により、速やかな避難のための体制確立を図ることが求められています。また、急病者発生時などの迅速な対応のため、救急救助体制の充実強化に努める必要があります。

エ 生活・安全

道路交通網の発達、自動車保有台数や運転免許取得者の増加など、自動車は日常生活に必要不可欠なものとなっている反面、運転者の高齢化など、交通事故が発生する要因も増えてきている現状にあります。

また、核家族化、情報化社会の進展により、市民が犯罪に遭うケースも増えてきており、子どもに対する声掛け事案の発生、特殊詐欺や架空・不当請求などの悪質商法によるトラブルなど、多様化・凶悪化する犯罪への対応も緊急の課題となっています。

これらの交通事故や犯罪を防止するとともに、市民の安全・安心を確保するための体制の整備を進めると同時に、交通安全の推進と防犯体制の充実を図り、市民一人一人の防犯や交通安全意識の高揚を促していく必要があります。

また、近年、有害鳥獣の生息域が、中山間地域などを中心に全国的に拡大し、人的被害や農作物被害をもたらしています。本市においても、ツキノワグマによる人的被害が発生していることから、捕獲など有効な対策を講じていくことが求められています。

さらに、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の影響については、今後も市民の不安解消のため情報発信を行う必要があります。

オ 自然環境・景観

本市には、飯豊連峰や雄国山麓をはじめとする山並みと清らかな川が形成する景観、緑豊かな田園風景、そして心地よい町並みなど、他に誇れる良好な風景、景観があり、環境美化活動や文化財保護活動などの地道な取組により、その保全に努めてきました。今後は、景観そのものを地域資源と捉え、その保全のみでなく、より積極的に良好な景観の形成を図っていくことが課題となっています。

近年、市民の環境に対する関心が高まってきており、企業や市民団体などによる、道路や市街地・観光地に散乱するごみや空き缶などの清掃美化活動を中心に、環境を意識した取組が積極的に展開されています。しかし、一部では、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て、山間部では家電製品や粗大ごみなどの不法投棄が見られるため、今後も、引き続き環境美化活動などを推進するとともに、ごみの散乱防止に努め、人々の心に潤いと安らぎを与える環境を整備していくことが必要となっています。

また、市民生活に影響を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除により、生活衛生の確保に努める必要があります。

カ 公園

公園整備については、公園予定地の計画的な整備を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の適切な維持管理や更新などを行い、施設の長寿命化と維持管理費の縮減・平準化を図る必要があります。

キ 公営住宅

公営住宅については、低所得者などのためのセーフティネットであり、市民の豊かな住生活の実現に向けて整備が必要とされています。本市では、現在、788戸の公営住宅などを管理していますが、耐用年数を経過している住棟や老朽化した建物が多くなってきており、今後は、市営住宅などの整備や適切な維持管理により長寿命化を図る必要があります。

ク 空き家対策

空き家については、近年、少子高齢化などによる人口減少社会の進行により増加傾向にあります。所有者の高齢化や遠隔地居住、経済的事情などにより適正な管理が行われない空き家は、防災や衛生、景観などの地域の住生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者などによる適正管理の推進や利活用の促進など、新たな空き家の発生を抑制することが課題となっています。

ケ 公共施設等の耐震化及びユニバーサルデザイン

公共施設や住宅の耐震化については、平成 23 年 3 月の東日本大震災や、平成 28 年 4 月の熊本地震のような大規模な地震災害に対して、被害を最小限に抑えるための対策を常に講じておくことが重要です。

また、今後の社会基盤の整備にあたっては、だれにとっても利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくことが必要とされています。

コ 有効的な土地利用

急激な人口減少と高齢化が進行する中、持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっており、機能的で利便性の高い市街地の形成と活性化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 水道・汚水・廃棄物処理施設

- ・ おいしくて安全な水を安定して提供するために、引き続き、水源管理と水質管理に努めます。
- ・ 上水道未整備地区の整備推進と未加入者への加入促進に努めます。
- ・ 施設や管路の再構築・再配置・耐震化を念頭に置き、老朽化した配水管などの布設替えや、浄水・配水施設の計画的な更新に努めます。
- ・ 水道の未普及地区において、飲用井戸の衛生を確保するため浄水設備設置を支援します。
- ・ 公共下水道未普及地区解消のための整備を推進するとともに、区域内の未加入者への加入促進に努めます。
- ・ 人口減少や少子高齢化を踏まえ、集合処理区域から個別処理区域へ移行するため、早期に下水道全体計画の見直しを行うとともに整備を進めます。
- ・ 下水道の整備が見込めない区域において、浄化槽の設置を促進します。
- ・ 持続可能な汚水処理サービスのため、施設・設備の適正な維持管理に努め、効率的な運営を図ります。
- ・ 市民や事業者の 3 R 活動を促進し、ごみ排出の抑制、資源物の分別徹底により、廃棄物の減量化に取り組みます。
- ・ 木くずや生ごみなどの有機性資源による民間事業者のバイオマス利用を支援し、資源の循環的利用を促進します。

イ 水路

- ・ 水路や側溝に年間を通して安定した流水と流量を確保するため、市民が行う清掃活動の促進と支援に努めます。

- ・ 行政区が主体となって進める水路の整備・維持管理を支援します。
- ・ 準用河川などの適正な整備や維持・管理に努めるとともに、一級河川の整備促進については、関係機関に積極的な働きかけを行います。

ウ 消防・防災

① 消防体制の充実

- ・ 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部や喜多方市消防団との円滑な連携、消防団活動に女性ならではの視点を活かすための女性の入団奨励、社会情勢などの変化に対応した消防団の組織の再編成を図るとともに、消防施設や設備の計画的な整備を行い、消防体制の充実に努めます。

② 防災体制の強化

- ・ 地域の防災力を強化するため、自主防災組織の充実と市民の自主防災意識の高揚を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者など避難行動要支援者を守るため、各関係機関が連携した救助体制の確立に努めるとともに、災害ボランティアの協力を促進します。
- ・ 災害発生時の円滑で速やかな情報伝達や被害復旧活動を行うため、防災行政無線のデジタル化や防災ラジオの配布など情報通信技術（ICT）を活用した緊急情報伝達体制の確立、他自治体や事業所との災害協定の締結により体制の充実に取り組みます。
- ・ 国民保護計画に基づき、各関係機関と連携しながら武力攻撃災害などに対処していきます。
- ・ 「喜多方市国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害などが発生しても被害を最小限に留め、迅速な復旧・復興を図ります。

③ 避難体制の確立

- ・ 災害時における市民の避難誘導などを迅速かつ的確に行うため、地域防災計画に基づく避難指示などの判断基準や情報伝達マニュアルを整備し、避難場所や避難経路の確保と周知を行います。
- ・ 災害発生時における被災者救済のため、流通備蓄を基本とするとともに、未使用公共施設などを活用し、災害備蓄品の充実に努めます。
- ・ 避難所の設置運営について、新型コロナウイルスなどの感染症対策を徹底するとともに、民間施設の利活用を進めます。

④ 救急救助体制の充実強化

- ・ 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部との連携により、市民への救急救命に関する知識の普及を図り、救命率の向上に努めます。

エ 生活・安全

① 交通安全の推進

- ・ 警察署などの関係機関や交通安全関係団体と連携し、交通安全教室や交通安全キャンペーンなどを通して市民の交通安全意識の高揚を図ります。

- ・ 交通事故被害者を救済するため、市民交通災害共済への加入促進や交通遺児に対する支援を図ります。
- ・ 高齢者による交通事故減少の観点から、運転免許証自主返納者に対する支援を図ります。
- ・ 乳幼児の交通被害の軽減と安全意識の高揚を図るため、チャイルドシート貸出しによる支援を図ります。

② 防犯体制の充実

- ・ 警察署などの関係機関や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーンや広報活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域に根ざした防犯活動が実施できるよう地域の自主防犯組織の充実を図ります。

③ 市民相談の充実

- ・ 複雑多様化する市民生活問題に対応するため、人権相談、法律相談、行政相談の充実に努めます。
- ・ 悪質商法などによるトラブルなどの相談や苦情に対応するため消費生活センターによる相談体制の充実に努めます。

④ 野生動物による人的被害防止

- ・ 野生動物の出没時には、警察署などの関係機関と連携し、監視パトロールや注意喚起を行い、人的被害の未然防止に努めます。
- ・ 集落環境診断を行い、実態を把握し、未利用果樹の伐採など野生動物を誘引しない環境づくりに集落ぐるみで取り組むことへの支援や、有害鳥獣の捕獲駆除などの対策を行います。

⑤ 放射線関連の情報の提供

- ・ 放射線関連の情報発信を行い、定期的な環境放射線などのモニタリングと結果の公表を行います。

オ 自然環境・景観

① 環境の保全

- ・ 良好な環境を将来の世代に継承していくため、環境基本条例に基づき、市民、事業者と行政がそれぞれの役割と責務において、環境の保全に努めます。
- ・ 美しいまちづくりのため、散乱ごみなどをなくし、ポイ捨てや不法投棄に対する監視を強め、ごみの適正な処理を推進するとともに、市内一斉清掃の実施など清掃活動の促進と支援に努めます。
- ・ 豊かな自然環境の保全・保護や活用の促進に努めます。

② 良好な景観の保全と形成

- ・ 景観に対する市民の意識の醸成を図り、地域の自主的な景観形成に関する活動を支援します。

- ・ 「景観計画」と「景観条例」の適切な運用により、豊かで美しい景観を市民との協働により維持・保全し、良好な景観の形成を図ります。

③ 害を及ぼす小動物や害虫の駆除・防除

- ・ 害を及ぼすねずみなどの小動物や害虫による生活衛生の悪化を防ぐため、行政区と協働で駆除・防除に努めます。

カ 公園

- ・ 市全体の公園整備状況を考慮し、年次計画により整備を推進します。
- ・ 公園施設長寿命化計画に基づき、遊具などの改修を推進します。

キ 公営住宅

- ・ 公営住宅などの整備・維持管理に努め、既存ストックの活用を図ります。
- ・ 低所得者、高齢者、障がい者などの要配慮世帯に対し、低家賃での住宅提供に努めます。

ク 空き家対策

- ・ 空き家の適正管理を市民や所有者に対し啓発するとともに、利活用に対する支援を推進するなど空き家の発生抑制に努めます。

ケ 公共施設等の耐震化及びユニバーサルデザイン

- ・ 地震に対する既存建築物の安全性の向上を図るため、耐震診断の支援や、耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修工事の支援を行います。
- ・ 道路、公園、公共建築物などの公共施設について、ユニバーサルデザインの実現に取り組みます。

コ 有効的な土地利用

- ・ 市街地などの有効的な土地利用と都市機能などの配置により、魅力的かつ利便性の高いコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに取り組みます。
- ・ 土地の地番、地目、境界、所有者を調査するとともに、地籍図や地籍簿を作成し、国土調査の事業を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 「上水道」	上水道事業一般会計出資金	市	
	(2)下水処理施設 「公共下水道」	公共下水道事業	市	
	「農村集落排水施設」	農業集落排水事業	市	
	(3)廃棄物処理施設 「ごみ処理施設」	喜多方地方広域市町村圏組合 廃棄物処理施設整備負担金	広域	
	(5)消防施設	消防ポンプ車等整備事業	市	
		消防ポンプ庫等配備事業	市	
	(6)公営住宅	公営住宅管理経費	市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業	空き家対策事業	市	
	(8)その他	貝沼排水機場排水設備整備事業	市	
公園施設長寿命化事業		市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型	基本的な方針
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用見込みのない施設を取壊しや財産処分を検討します。 ・ 定期点検を行い適切な修繕等により施設機能を確保します。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防保全型の施設管理を実施するための定期的な点検及び調査を実施します。 ・ 緊急度基準に基づき安全確保のための腐食のおそれの大きい管路等の改築を実施します。 ・ 健全度基準に基づき長寿命化のため標準耐用年数を経過した処理場等の改築を実施します。
防災施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の適正配置を推進します。 ・ 計画的な修繕等により施設機能を確保します。
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政サービス・防災拠点施設としての機能を確保します。 ・ 市民の利便性と行政の効率性向上に向けた検討をします。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕等を実施します。 ・ 安全確保のため、施設のほか樹木や草花等園内の維持管理を推進します。 ・ 市民との協働による維持管理を推進します。
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な修繕等を実施します。 ・ 老朽化が著しい公営住宅については、改修、用途廃止を検討します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア 子育て環境の確保

本市における少子化は緩やかに進んでおり、若者の人口流出や晩婚化・非婚化による影響が考えられます。また、核家族化や都市化の進展、地域のつながりの希薄化などによる家庭や地域全体の子育て力の低下や、子どもの預け先の確保など、子育て世代が抱える課題は多岐にわたっています。そのため、子育て環境の整備や地域全体で子育てを支援する体制づくりなど、より一層子どもを安心して産み育てることができる環境を整えていく必要があります。

併せて、妊産婦や乳幼児の健康ケアについては、安全・安心な妊娠、出産のための情報提供や健診・保健指導などの支援体制の充実が求められているほか、乳幼児期からの健康づくりや健全な生活習慣の形成など、健やかな発育・発達に関する母子保健サービスの提供を通して、家族とともに子どものころからの生活習慣病予防対策をより一層推進していくことが重要となっています。

また、少子化に歯止めをかけるため、引き続き男女の出会いの創出に努めていく必要があります。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

国民健康保険については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村とともに制度の運営を担っています。このような状況を踏まえ、県と連携して制度の適正な運営を図り、きめ細かな保健事業の実施や後発医薬品の利用促進などの医療費適正化に一層取り組んでいく必要があります。

後期高齢者医療制度については、被保険者数は減少に転じているものの、一人あたりの医療費が高止まりの状況にあります。今後も、県後期高齢者医療広域連合とともに医療費適正化に努め、制度の安定化に取り組んでいく必要があります。

本市では、既に高齢化率が 39%を超えており、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域での支援を必要とする高齢者の割合も今後さらに高まると予想されています。また、地域のつながりが希薄化してきており、高齢者を社会全体で支える体制の構築がますます重要となっています。

このため、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めていく必要があります。地域住民、商店、社会福祉法人、NPO など多様な関係者がそれぞれの立場でできることに取り組み、市はその活動を支援し、協働していくことが求められています。

また、令和 2 年 4 月「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」という新たな制度が始まりました。本市においては令和 4 年度より高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、後期高齢者の健康増進とフレイル予防に向けた新たな仕組みの整備を開始しています。

本市の障がい者手帳所持者の近年の状況は、身体障害者手帳は減少傾向に、療育手帳は横ばいの傾向に、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向となっています。このうち、身体障害者手帳所持者の約 60%は 75 歳以上であることから、今後、団塊の世代が後期高齢者になると、身体障害者手帳所

持者が増加することが予想されます。このため、障がい者の動向を踏まえながら、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく各種障がい福祉サービスの充実を図ることが必要となっています。

生活保護受給世帯は、全国的には微減から横ばいで推移している中、福島県は微増で推移しており、本市においては令和元年より微減で推移していましたが、令和6年度から微増に転じております。高齢者のみの世帯や高齢者人口は増加していることから、今後、生活環境の変化により生活困窮となるケースが少なからずあるものと考えられます。このことから、生活保護制度の適正な実施と、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の取組により、生活困窮者に対して適切な対応を図ることが必要となっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた方には、市社会福祉協議会と連携を図りながら「緊急小口資金」、「総合支援資金」、「住居確保給付金」などを積極的に案内しており、生活に困窮された方へのセーフティネットとなっています。

ひとり親家庭については、全国的には増加する傾向が見られますが、本市においては横ばいの傾向となっています。ひとり親家庭では、平均年間収入が一般家庭に比べ低い傾向が見られるため、生計維持や自立に向けて支援していく必要があります。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

① 保育等の充実

- ・ 延長保育、預かり保育、一時保育、病後児保育の充実や乳児等通園支援事業及び子育て短期支援事業の実施施設の確保に努めます。
- ・ 保育施設などの効率的な配置について検討するとともに、安全で安心な保育環境の整備や維持管理に努めます。
- ・ 就学前教育、保育の充実を図る観点から、保育士などの人材の確保に努めます。
- ・ 放課後児童対策として放課後児童健全育成事業を実施します。
- ・ 保育所や認定こども園などについては、地域における子育て支援の拠点として運営の充実に努めます。
- ・ 老朽化している児童館や児童クラブについては、他の施設の有効利用などに努めるとともに、児童の利用数の増加により手狭となっている施設については、クラブの分割や新設を含めた移転などの検討を行います。

② 地域における子育て力の向上

- ・ 子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、育児相談体制と保護者同士の交流の場などの充実や周知を図るとともに、地域における子育て力向上のための取組を推進します。
- ・ 子育ての不安を解消し健全な子育てを推進するため、育児に必要な情報の提供や相談を行う地域子育て支援拠点事業の活用促進を図ります。
- ・ 地域における子育て環境の整備のため、児童遊園地の適切な維持管理と、行政区が新たに児童遊具を設置する際の支援を行います。

- ・ いじめや虐待などの早期発見とその対策に取り組み、子どもの人権を守ります。
- ・ 子育て世帯向け定住促進住宅整備計画に基づき、既存公営住宅を子育て世帯向けに改修し定住促進を図ります。
- ・ 天候に影響されず年間を通して利用できる「屋内子ども遊び場」の整備により、遊びや運動を通して親子のふれあいを深めるとともに、効果的な動作を行うことのできる遊具を取り入れることで、子どもの体力と運動能力の向上につなげます。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ・ 介護保険の地域支援事業と国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。
- ・ 健康診査、医療、介護に関するデータから後期高齢者の健康状態を把握し、取組につなげていきます。
- ・ 本市においては令和4年度から、社会福祉課、高齢福祉課、保健課が連携し、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう取り組んでいます。

④ 子育て世代への支援

- ・ こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施し、関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を推進します。

⑤ 安全・安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発育・発達の支援

- ・ 妊婦健診の重要性の普及啓発と確実な受診の勧奨、妊娠期からの生活習慣の見直しを図り、食生活などの生活習慣の改善を支援する保健指導を継続します。
- ・ 発育・発達に対する課題や不安について、個々の状況に合わせた継続的な支援を図ります。
- ・ 妊娠期や乳幼児期からの継続的な歯と口腔の健康づくりを推進します。
- ・ 栄養・食事の問題に関し母子保健事業の機会を活用し、育児スキルの提供など継続的な支援・指導を行います。
- ・ 子どもの肥満解消や健康づくりのため、関係機関とともに、乳幼児期から学童期までの子どもの健康実態を統一的に把握し、情報と課題を共有しながら、連携した栄養・食育対策を推進します。

⑥ 出会いの創出

- ・ 世話やき人制度の活用や婚活イベントを開催するなど、男女の出会いのきっかけづくりに努めます。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する啓発、情報の提供並びに後発医薬品の利用促進や診療報酬明細書（レセプト）点検の充実強化などにより、医療費の適正化と制度の適切な運営に努めます。

② 喜多方市地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進します。
- ・ 地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの体制や総合相談支援を強化することで、地域の実情を把握し、高齢者などの課題を多職種連携により解決できるよう地域ケア体制の強化を図ります。
- ・ 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の連携を推進します。
- ・ 適切な介護サービスを提供できるよう、介護人材の確保・育成と地域への定着を図るとともに、サービスの質の向上と介護給付の適正化に取り組みます
- ・ 認知症の早期発見、早期対応に努めると共に、本人や家族が暮らしやすい地域となるよう、認知症施策を推進します。
- ・ 高齢者が活動できる機会を増やし、生活をする上で困難を抱える方を支えるため、生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。
- ・ 太極拳ゆったり体操などによる介護予防の推進と、高齢者に寄り添うまちづくりを推進します。
- ・ 高齢者などの社会参加と生活支援のできる地域の支え合いの体制をつくるため、生活支援コーディネーターの配置や生活支援支え合い会議を設置し、住民主体の取組を推進します。
- ・ 老人クラブやいきいきサロン、高齢者生産活動センターなどへの社会参加を促し、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- ・ 「権利擁護事業」「成年後見制度利用支援事業」を活用し、支援が必要な方の尊厳を保持するとともに、関係機関との連携を強化して高齢者の虐待防止に努めます。
- ・ 近年多発する自然災害を踏まえ、災害や感染症の危険から高齢者などを守るため、防災意識の向上を図るとともに、地域連携による支え合いや見守りの充実を推進します。

③ 保健・福祉施設の整備

- ・ 高齢者や障がい者が健康で安心してくらす地域共生社会の実現に向け、保健、介護、福祉施設などの整備充実を図ります。

④ 障がい者への支援

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ・ 障がい者（児）の自立を支援するため、特別障害者手当、重度心身障害者医療費の支給などにより福祉の増進を図ります。
- ・ 障がい者（児）の社会参加や地域における活動を支援するため、地域生活支援事業に積極的に取り組みます。

⑤ 生活困窮世帯への支援

- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく必須事業の取組とあわせて各種任意事業の取組を推進します。
- ・ 生活保護制度の適正実施を図ります。

⑥ ひとり親家庭に対する支援

- ・ ひとり親家庭に対する各種手当の支給や相談体制の充実を図ります。

⑦ 福祉関係団体等への支援

- ・ 福祉関係団体などを支援し、地域の見守り体制や団体活動の充実を図ります。

⑧ 包括的な支援体制の整備

- ・ 8050世帯やダブルケアといった福祉の課題を抱える世帯を包括的に支援し、地域住民が抱える課題の解決を図るため、国の「重層的支援体制整備事業」を活用し、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 「保育所」	保育所等整備事業	市		
	「児童館」	児童クラブ館整備事業	市		
	(2)認定こども園	保育所等整備事業	市		
	(3)高齢者福祉施設 「その他」	高齢者福祉施設修繕等計画	市		
	(7)市町村保健センター及びこども家庭センター	山都保健センター施設修繕工事	市		
	(8)過疎地域持続的発展特別事業		ひとつづくり・交流拠点複合施設運営事業	市	
			介護職員養成・就労定着化事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型	基本的な方針
子育て施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な修繕等により施設機能を確保します。 ・ 利用見込みのない施設については廃止を検討します。
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な修繕等により施設機能を確保します。

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

本市の平均寿命（平成 27 年市町村別生命表）については、女性は福島県 51 市町村（東日本大震災によりデータなし 8 町村除く）の中で上から 7 番目の 87.0 歳であるのに対し、男性は下から 6 番目の 80.0 歳であり、男女の平均寿命の差は 7.0 歳です。また、生活習慣病の状況では、本市のがんや循環器系疾患による死亡は、日本人全体の傾向と同様に死因総数に占める割合が高く、脳血管疾患と心疾患の死亡率（対人口 10 万人）については、国・県平均を大きく上回っている状況にあります。

このように、市民の健康に関わる数値は厳しい状況にあり、本市においては、生活習慣病、とりわけ循環器疾患の予防・改善が認知症も含めた介護予防にもつながる喫緊の課題となっています。

健康づくりに関する普及・啓発の推進については、様々な機会を捉え市民へ健康に関する情報提供を継続的に行い、市民の自己管理ができる力の醸成を支援していく必要があります。

地域医療体制については、喜多方市地域・家庭医療センターを開設し 15 年が経過した現在では、家庭医による総合的な診療が市民に受け入れられ、受診者数も順調に推移しており、県立喜多方病院閉院後の地域医療に大きく貢献してきたところです。今後は医師の確保などの診療体制の充実を引き続き進めるとともに、高齢化の進む中山間地域の医療の確保や小児を中心とした初期救急体制も含めた地域医療体制の充実について関係機関との連携による取組を進めていく必要があります。

(2) その対策

① 生活習慣病予防対策の推進

- ・ 特定健診・がん検診受診率向上対策を推進します。
- ・ 脳血管疾患、心疾患、糖尿病性腎症への対策を強化します。

② 健康づくりに関する普及・啓発の推進

- ・ 様々な機会を捉え市民の健康実態を周知し、健（検）診受診や生活習慣改善への動機付けにつながるよう、市広報・ホームページ、SNS などによる情報提供を継続して行います。
- ・ 市民が食育、栄養・食生活に関する情報を入手し、個人で実践できる環境づくりに努めます。
- ・ 休養・こころの健康・睡眠に関する知識の普及啓発を推進します。

③ 地域医療体制の充実

- ・ 県、医師会、県立医科大学と連携し、喜多方市地域・家庭医療センターの診療体制の充実や地域医療体制の充実に努めます。
- ・ 医師会や喜多方地方広域市町村圏組合と連携し、初期救急や二次救急体制を維持するとともに、広域連携による二次医療圏での救急医療体制の充実に努めます。
- ・ 県、県立医科大学などと連携し、喜多方市地域・家庭医療センターの研修機能を高め、家庭医の育成・確保を促進するとともに、医師会などと連携し、医療・看護人材の育成と地域への定着を図ります。

また、高齢化の進む中山間地域において医療体制を構築できるよう努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7 医療の確保	(1)診療施設 「診療所」	喜多方市地域・家庭医療センター施設等維持管理事業	市	
	(3)過疎地域持続 的発展特別事業	看護職就学・就労支援事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型	基本的な方針
保健医療施設	・計画的な修繕等により施設機能を確保します。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育

少子高齢化やグローバル化の進展などによる社会の変化が激しい現代では、自ら課題を見つけよりよく解決する「生きる力」が必要とされています。国では、児童生徒の「生きる力」を育むため、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などのバランスのとれた育成や、道徳教育、体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成を掲げています。

本市の児童生徒の学力については、近年の全国学力・学習状況調査の結果をみると、小学校は全国平均値と同等程度にあります。また、中学校は全国平均値をやや下回っている状況にあります。

今後は、学習意欲や態度の育成と個に応じた指導を目指し教師の指導力をさらに向上させるとともに、認定こども園・小・中学校などが連携し、社会の変化に対応するための「生きる力」を育成していくことが課題となっています。

心の教育について、本市では「喜多方市人づくりの指針」や冊子「先人からの贈りもの」を活用した道徳教育や情操教育などに取り組んでおり、いじめや不登校については、全国平均と比較し、低い傾向にあります。今後は、児童生徒が夢や目標を持ち、人としてよりよく生きようとする意志や態度を育成するとともに、地域や社会の一員として自立し、人と関わり合いながら地域社会の発展に貢献していける資質を育むことが必要となっています。

健やかな体の育成については、運動課題に基づいた授業の実施や体力づくりの日常化、運動好きな児童生徒の育成などに取り組んできました。今後は、体育の授業にとどまらず、生涯スポーツに取り組む態度について日常生活の中で育んでいくとともに、保護者や関係機関と連携した健康教育や食育、学校給食の充実が必要です。

安全教育については、学校安全体制づくりや危険回避能力の育成、放射線教育の推進などに取り組んできました。今後は、児童生徒が自ら危険を予見し、回避する能力を育成するため、体験的な学習の工夫改善と防災教育の充実が必要です。

教育環境については、児童生徒が安全に安心して学ぶことができる環境の整備が求められており、本市の実態に応じた適正配置について様々な視点から十分検討し、施設整備を含め取り組んでいくとともに、教職員がやりがいと誇りを持って児童生徒と向き合うことができる体制づくりが課題となっています。また、児童生徒が向上心や向学心を高め、意欲をもって学び活動できる教育の基盤づくりや、均等に教育の機会が得られる支援などを充実させていく必要があります。

学校施設については、これまでの計画的な取組により耐震化は平成 29 年度をもって完了しましたが、施設や設備の老朽化は進んでいる状況にあります。学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地域コミュニティの醸成や災害時の緊急避難場所としての機能を有する重要な施設であるため、適切な教育機能を維持するとともに、安全・安心で快適な施設環境を確保していくことが必要です。さらに、変化の激しい社会を生き抜いていく力を育むため、時代の要請に対応した施設・設備の充実が求められています。

児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を活かしながら、社会において自立的に生きていくための必要な「生きる力」を育みながら、資質・能力として具体化し、確実に身に付ける教育を通して、たくましく生き抜く力を育むための取組が必要です。

イ 生涯学習

社会経済情勢の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、自らが健康で心豊かな充実した人生を送るため、さらにはボランティア活動などを通じた社会参加などにより自己実現を図るため、自主的に生涯学習や生涯スポーツの活動に取り組む意識が高まっています。

そのため、本市においてもこのような個別化、多様化する活動意欲の高まりに対し、家庭教育の支援や地域の特色を生かした学習機会、地域課題に対応する学習機会、健康づくりを意識したスポーツ活動の推進が必要となっています。

また、生涯学習、スポーツ、文化活動の場である社会教育施設や社会体育施設を利用し、充実した活動を行うため、これら施設の適正な維持管理や老朽化している施設の計画的な整備などが求められています。

さらに、核家族化や社会環境の変化、ICTの普及に伴い、SNSなどによる青少年問題が深刻化しています。今後は、青少年健全育成団体の活動を充実させながら家庭、学校、地域が一体となって、青少年が自立し夢や希望が持てる社会づくりを進めることが必要となっています。

(2) その対策

ア 学校教育

① 確かな学力の育成

- ・ 指導主事が学校を訪問し、学校が抱える課題や「わかる・できる授業」づくりのため、児童生徒の実態に応じた授業の質的改善に向け、具体的な方法について指導・支援します。
- ・ 外国人の英語指導助手（ALT）を派遣し、児童生徒が外国人と気軽に接することにより、英語学習の意欲を高めるとともに、生の英語による語学力の向上を図ります。
- ・ 全小中学校に学校司書を配置することにより、学校図書館の機能を充実させ、児童生徒の読書習慣の定着と調べ学習の支援による学力向上を図ります。
- ・ 学力向上のためには、読解力の向上に取り組むことが必要と考え、文章の構造や用語の意味を正しく認識することを目指し、市独自にリーディングスキルテストを作成し、児童生徒に実施することで、リーディングスキルを高めます。また、授業においてはリーディングスキルを踏まえた学習指導を重視します。
- ・ 教員の児童生徒を理解する力、授業力、生徒指導力、学級経営力など、児童生徒の資質・能力を育成するために必要な研修会などの充実を図ります。
- ・ 小学校とこども園・保育所などが相互理解を深めるため、幼小連携研修会の開催や要請訪問などを実施します。

② 豊かな心の育成

- ・ 「特別の教科道徳」の授業改善に努めるとともに、「考え、議論する道徳」の授業を実践します。
- ・ 授業や集会での講話などを通して、「喜多方市人づくりの指針」や冊子「先人からの贈りもの」を活用し、自分自身の生き方について考える場を設定します。
- ・ 小学校の総合的な学習の時間の約 1/2（35 時間程度）を農業科として位置付け、発展的、学術的な学びのステップを基盤に農業体験を実践します。体験から学んだことや得たことを各教科や領域に横断的に生かす教育を展開します。

- ・ いじめ・不登校の早期発見・早期対応に努めるとともに、Q-Uを活用した学級集団づくりを推進します。

③ 健やかな体づくり

- ・ 児童生徒の肥満改善に向け、個別指導と保護者を含めた継続支援に取り組みます。
- ・ むし歯予防のため、小学校児童のフッ化物洗口に取り組みます。
- ・ 望ましい食習慣を確立していくため、食に関する適切な判断力を身に付ける指導の充実を図ります。
- ・ 学校給食への喜多方市産農産物の活用推進を図り、学校給食の質の更なる向上に向け取り組みます。
- ・ 総合的な運動能力やスポーツに親しむ態度を育むため、発達段階に応じ「運動身体プログラム」などを活用して多様な動きを取り入れ、体力の向上に取り組みます。

④ 一人一人のニーズに応じた教育

- ・ 将来の生活や社会との関連を意識させるため、教育活動全体の中で体験活動やボランティア活動の目的を明確にした上で取り組み、キャリア教育の充実を図っています。令和6年度からは、小学校農業科で栽培した作物について、地元企業と連携し、起業家精神にふれ販路の開拓や商品化の過程を体験することを通じて、マーケティングを学ぶなどのアントレプレナーシップ育成事業を実施しています。これらの活動を通じて、児童がリスクを恐れずに挑戦し、新たな価値を創造する精神や能力を培うことを目指します。
- ・ 特別支援教育に関する偏見や差別など、意識の壁をなくすことに努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会の確保に取り組みます。また、学校生活支援員を配置することで、学習において特別な支援を必要とする児童生徒の学びを支えます。

さらに、特別支援教育アドバイザーを活用し、園児を含めた児童生徒の適正な就学につなぐとともに、教員や支援員に対する指導・助言の充実を図ります。

- ・ 各学校での取組、保護者の協力や関係機関との連携に加え、喜多方フリースクールにおいて、不登校児童生徒の学校以外の居場所をつくり、学習支援や教育相談などを通して、学びや社会とつながる場の確保に努めます。

⑤ 学びを支える環境の整備

- ・ 児童生徒が安心して学べる環境づくりや児童生徒とじっくりと向き合う時間を確保するため、令和3年3月に策定した「喜多方市立小・中学校における働き方改革取組方針」に基づき、教職員の意識改革と業務改善を推進し、教育活動の一層の充実に向け取り組みます。
- ・ 日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解するため、交通教室や防犯教室、防犯教育などにおいて関係機関と連携し、体験を通じた危険予測や対応方法の学習など安全教育の充実を図ります。
- ・ 関係機関と通学路の合同点検を継続して実施するとともに、点検の結果を踏まえた改善を行うことにより、児童生徒の安全な通学路の確保を図ります。

- ・ スクールバスの運行により、児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するとともに、公共交通機関の利用などによる遠距離通学を支援します。
- ・ 教育環境の整備と教育内容を充実させ、児童生徒一人一人の「なかよくたくましく生きる力」を育成するため、小中学校の適正な学校規模や適正な配置に関することについて検討します。
- ・ 安心して子どもを産み育てることができるよう、学校給食費や遠距離通学費、音楽祭や体育大会への参加に対する保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- ・ 経済的な理由により高等学校や大学などへの進学が困難と認められる生徒や学生に対し、本市の奨学資金制度により支援します。
- ・ 社会の変化に対応した教育活動ができる施設・設備の充実を推進します。
- ・ 「喜多方市学校施設長寿命化計画」に基づき、適切な学校施設の長寿命化改修を進めます。
- ・ 市内小中学校において、地域住民、保護者などを学校運営協議会委員に委嘱し、課題解決に向け、学校と運営協議会がともに知恵を出し合い、連携・協働の推進を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を進めます。
- ・ タブレット端末を用いた学習を進めるとともに、ICTを活用し、児童生徒が授業内で情報を収集・選択し、文章や図・表にまとめたり表現したりすることで、より深い理解や定着を目指します。また、情報モラルを身に付けさせインターネット上での危険にも適切に対応できる態度を育成します。また、リモート（オンライン）学習に備え、情報モラルを含めた児童生徒のスキルアップの指導とともに、教員のタブレット端末を用いた指導力を高める必要があることから、教員を対象とした研修会の充実とともに、家庭と連携することにより、更なるタブレット端末などの活用能力の向上を図ります。

イ 生涯学習

① 生涯学習の推進

- ・ 「喜多方市人づくりの指針」が市民一人一人に浸透していくよう、啓発の強化に努めます。
- ・ 社会教育関係団体や文化活動を行う団体が活発に活動できるよう、団体の育成と活動の活性化に向けた支援を行います。
- ・ 自主的・自発的に生涯学習活動に取り組めるよう、公民館などによる生涯学習の機会と場を提供し、家庭教育をはじめライフステージに合わせた学習機会を充実させるとともに、関係団体などの連携により地域の特色を生かした学習機会や地域課題に対応する学習機会を拡充します。
- ・ 社会教育施設を市民が安心して利用できるよう、施設の耐震化の取組や老朽化した施設の改修・改築などを計画的に進めます。

② 生涯スポーツの推進

- ・ 市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供するため、市民のニーズを踏まえた各種スポーツイベントなどを開催し、参加者の拡大に努めます。
- ・ 市民やスポーツ関係団体が充実したスポーツ活動に取り組めるよう、指導者を対象としたスポーツ講習会などを開催し、指導者の育成と確保に努めるとともに、団体の組織強化や団体間の更なる連携強化に努めます。

- ・ 生涯にわたって健康や体力を保持増進しながら健康的な生活を続けるため、一人一人がライフステージに応じた健康課題を正しく理解し、それぞれの年代の特徴をとらえた健康に関する知識の習得と日常的に実践できる運動・スポーツ活動を推進します。
- ・ 社会体育施設を市民が安心して利用できるよう、耐震化の取組や老朽化した施設の改修・改築などを計画的に進めるとともに、効率的な施設の管理と運用に努めます。
- ・ 地域に根差した生涯スポーツを推進するため、小中学校体育施設の開放数の増加に努めるほか、県営荻野漕艇場を活用したボート大会や講習会などを開催し「ボートのまちづくり」に一層取り組みます。

③ 青少年の健全育成

- ・ 子どもたちの生き抜く力を育てるため、学校と地域が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの成長を支えていく「地域学校協働活動」を推進し、青少年の健全育成に取り組みます。
- ・ 青少年健全育成団体が活発に活動できるよう、子育て世代の団体活動への参加促進など、家庭と地域が連携した青少年の健全育成に取り組みます。
- ・ 青少年ボランティアを育成するため、各種団体などとの連携を図り、活動の支援に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 「校舎」	小中学校屋根改修事業	市	
		小中学校空調整備事業	市	
	「水泳プール」	小中学校プール改修事業	市	
	「スクールバス・ボート」	スクールバス更新事業	市	
	「給食施設」	学校給食厨房備品等改修事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 「体育施設」	社会教育施設整備事業	市	
	「図書館」	ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	小中学校ICT教育推進事業	市	
小・中学校学校給食費負担軽減事業		市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型	基本的な方針
学校	<ul style="list-style-type: none">・適正規模適正配置に合わせた学校施設の整備を検討します。・計画的な修繕等により施設機能を確保します。
社会教育施設	<ul style="list-style-type: none">・利便性やサービスの向上を目的とした他の施設との複合化・集約化を検討します。・利用見込みのない施設の廃止を検討します。・利活用の見直しによる施設機能重複を解消します。・効果的な施設管理、運営方法を検討します。
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none">・共同利用、相互利用を含めた利活用の見直しによる施設機能重複を解消します。・計画的な修繕等により施設機能を確保します。・耐震基準を満たしていない施設の安全を確保します。・利用見込みのない施設については廃止を検討します。

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

現在、市民によるまちづくり活動や地域コミュニティ活動などの地域活動が様々な形で取り組まれており、また、ボランティア活動やNPO活動などの市民活動に参加する市民も数多く見られるなど、地域貢献意識は高まりつつあります。

一方で、人口減少や少子高齢化、過疎化、さらに市民の価値観やライフスタイルの多様化が進むことによる人々のつながりの希薄化など、地域コミュニティの衰退や共同作業の困難化など地域活力の低下が懸念されています。

このような中、将来にわたる地域活力の維持向上やそれぞれの地域が抱える課題の解決のためには、市と市民あるいは市民同士など複数の主体が連携・協力する、いわゆる協働の取組が不可欠です。今後は、さらに協働の意識を高めながら、地域コミュニティ活動や市民活動の活性化を図っていく必要があります。

(2) その対策

① 協働の意識の醸成

- ・ 地域活力の維持向上や公共的な課題の解決のため、各種講演会の開催などにより、市と市民あるいは市民同士などの協働の取組の意識の醸成を図ります。

② 地域コミュニティの支援

- ・ 行政区など地域のコミュニティを担う組織が活用できる支援制度の情報提供や、各種補助制度などにより地域の実情に応じた支援を行います。
- ・ 地縁団体の設立などに関する適切な支援と認可事務を行います。
- ・ 人口減少と高齢化が進む地域などにおいて、集落支援員の配置などにより、地域コミュニティの維持活性化に向けた支援を行います。
- ・ 地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するとともに、地域の実情を踏まえ、地域住民自らが地域のことを考え、課題解決に向けたモデルとなる取組を支援します。

③ 市民活動の推進

- ・ ボランティア団体やNPO法人などと連携し、市民活動の推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	協働のまちづくり推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型	基本的な方針
集会施設	<ul style="list-style-type: none">・地区公民館等大規模施設は、計画的な修繕等による施設機能を確保します。・耐震基準を満たしていない公民館等の大規模施設の安全を確保します。・貸館施設のうち利用の少ない施設については、集約化・廃止を検討します。・地区集会所等の施設利用者が限定された施設は、地域への譲与を推進します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

地域の宝である貴重な文化財や文化芸術を育んできた土壌は、本市の歴史を理解するうえで欠くことのできないものであり、感性が豊かで郷土に誇りの持てる人材を育成するために、これらを良好な状態で保存・継承・活用していくことが求められています。

本市には、古くから文化芸術に親しむ風土があり、これまで文化芸術活動が活発に行われてきました。文化芸術団体の中には高齢化などで存続が難しい団体もあることから、市民の自主的活動を支援するとともに、市民のニーズを踏まえ各関係団体と連携した積極的な文化芸術事業を展開することにより、特に今後の文化芸術の担い手である子どもたちが文化芸術を身近に感じることができ環境づくりが必要です。また、文化芸術創造都市として文化芸術の持つ創造性を地域振興やまちづくりに生かす取組も必要です。これらのことから、令和5年3月に本市が目指す文化芸術に関する施策の指針となる「喜多方市文化芸術推進基本計画」を策定しました。

また、本市には貴重な文化財が数多く存在しています。文化財を取り巻く環境は、過疎化や少子高齢化などの社会情勢の変化により、文化財を保存し継承する担い手が不足するなど、貴重な文化財の滅失を防ぐことが急務である一方、文化財を積極的に活用することで、地域振興・観光振興など地域活性化に貢献することが期待されています。地域に残る多様な文化財を一体的・総合的に捉え、地域社会全体で着実に文化財を保存・活用し、継承していく仕組みづくりが必要です。これらの課題を踏まえ、その解決に向けて文化財（歴史文化資源）に関する事業を実施するための基本計画及び行動計画として、令和5年3月に「喜多方市文化財保存活用地域計画」（令和5年7月文化庁認定）を策定しました。

(2) その対策

① 文化芸術に触れる機会の拡充

- ・ 市民のニーズを把握し、関係機関との連携を強化しながら、子どもの頃から文化芸術が身近に感じられる環境づくりに努めます。
- ・ 喜多方市美術館において、魅力ある展覧会や関連事業を実施するとともに、「出前美術館」など館外での活動を充実し、美術館利用者の拡大を図ります。
- ・ 文化芸術活動の拡充が図られるよう、文化芸術団体の運営を支援します。
- ・ 文化芸術創造都市として、本市の豊富な地域資源を活用した喜多方ならではの文化活動を推進し文化芸術の持つ創造性を地域振興やまちづくりに生かす取組を実施します。

② 地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用

- ・ 文化財の価値を明らかにしたうえで、市の文化財に指定するなど、文化財の保護・保存に努めます。また、多様な文化財を一体的・総合的に捉え、地域社会全体で文化財を守り、活用する仕組みづくりに努めます。
- ・ 埋蔵文化財を適切に保存するとともに、地域の歴史を学び、歴史文化への関心が高まるよう積極的な活用を図ります。
- ・ 天然記念物を適切に保護するとともに、環境の変化などにより絶滅が危惧される動植物について市の文化財指定などにより保護します。
- ・ 無形民俗文化財を次世代に継承するため、専門家による保存団体への指導助言や経費の補助などにより、後継者の育成と支援に努めます。

- ・ 収集した貴重な郷土資料を適切に保管し展示するため、老朽化した郷土資料館などの計画的な施設整備を推進するとともに、郷土資料の新たな展示スペースを設けます。
- ・ 市街地の開発や生活環境の変化により失われていくまち並みを保存するため、小田付伝統的建造物群の修理・修景を継続するとともに、地域住民や関係機関と連携し、伝統的な建造物の保存・活用に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	ひとつづくり・交流拠点複合施設整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設類型	基本的な方針
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な設備の更新、修繕等による施設機能を確保します。 ・ 旧耐震基準の施設は、他の施設との複合化・集約化による整備を検討します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進等

(1) 現状と問題点

これまでの経済・社会システムは、日常生活や経済活動の中で様々な用途に使用されるプラスチックなどによるごみ問題や、化石燃料の利用に起因する二酸化炭素の大量排出など、深刻な環境問題を引き起こしてきました。その結果、地球温暖化が進行し、今後は、豪雨災害や猛暑のリスクがさらに高まると予測されるなど、気候変動問題は喫緊の課題となっています。そのため、資源の消費を抑制し環境負荷を軽減する循環型社会と、二酸化炭素排出実質ゼロを目指す脱炭素社会の実現が求められています。

国際社会では、2015年に温室効果ガス排出削減などの枠組みとしてパリ協定が採択され、平均気温上昇の抑制の追求のため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させるなどが目標とされました。すべての国が温室効果ガス排出削減へ向けた様々な対策をとることが決められ、2020年に我が国においても、政府による2050年カーボンニュートラル実現が表明されました。本市においても、地球環境問題はより身近で重要な課題であることを踏まえ、2021年9月に「喜多方市カーボンニュートラル宣言」を行い、市民全体での取組を進めています。

また、電気やガソリンなどの使用量増加は、温室効果ガス排出による地球温暖化への影響が大きいことから、日常生活をはじめ、経済・社会活動などあらゆる場面において、省エネルギーの推進が求められています。さらに、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、自立・分散型エネルギーシステムの必要性が高まっており、太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギーの普及を一層推進することが重要となっています。

(2) その対策

① 環境負荷の低減

- ・ 市民や事業者に対して、環境にやさしい商品の使用、電化製品や自家用車の経済的利用など環境保全意識の高揚と環境に配慮した生活や事業活動を推進します。

② 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

- ・ 2050年二酸化炭素実質排出ゼロの実現に向け、市民や事業者に対して、ZEB・ZEH化などの後押しによる省エネルギーに向けた取組の支援と意識啓発に取り組みます。
- ・ 市民や事業者に対して、再生可能エネルギー設備導入のための支援や啓発などを行い、再生可能エネルギーへの転換を促進するとともに、蓄電池などの活用による自家消費型再生可能エネルギーの普及推進に取り組みます。
- ・ 地域内で発電された電力を地域内で供給する地域新電力の取組を後押しするなど、エネルギーの地産地消による地域経済循環の向上を図り、持続可能なまちづくりに取り組みます。
- ・ 公共施設において、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に率先して取り組みます。
- ・ 新たな技術についての情報収集や導入の検討を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	地球温暖化対策事業	市	

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

ア 男女共同参画

少子高齢化の進行や社会経済情勢が様々に変化している中、個人が互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、男女が共に自らの意志に基づいて、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。しかし、依然として、社会の様々な分野における方針などの立案から決定までの過程において、女性の参画が十分進んでいない状況にあり、さらに男女共同参画を推進することが重要となっています。

令和8年度からを計画期間とする国の「第6次男女共同参画基本計画」においては、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会」を目指し、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

本市においては、男女が互いを尊重しつつ、社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画できる社会の実現を目指して、喜多方市男女共同参画推進条例及び喜多方市男女共同参画推進基本計画に基づく取組を進めています。

今後も、家庭、学校、企業、地域などでの男女共同参画意識の浸透と女性の参画推進のための環境整備を進めていくことが必要です。

(2) その対策

ア 男女共同参画

① 男女共同参画社会の推進

- ・ 互いを尊重しあうジェンダー平等の意識づくりのため、家庭、学校、企業、地域などであらゆる機会を捉え、男女共同参画意識の浸透や性別による固定的な役割意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図るための学習や啓発事業の更なる実施に努めます。
- ・ 様々な分野への男女共同参画を促進する環境づくりのため、市の審議会などへ女性の積極的な登用を図るとともに、事業所や地域活動における男女共同参画の更なる推進に努めます。
- ・ 仕事と生活の調和を図る環境づくりのため、男女が仕事と家庭を両立しやすい社会環境を整備するための更なる支援に努めます。
- ・ 市民が行う男女共同参画推進のための活動を支援するとともに、生涯にわたり安心してくらせる環境づくりに努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	男女共同参画推進事業	市	

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住促進事業	市	若年層の市内定着の促進
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	新規就農者経営確立支援事業	市	多様な担い手の育成
		創業支援事業	市	
		花でもてなす観光事業	市	地域特性を生かした観光の魅力づくり
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	スマート行政推進事業	市	地域の情報化に対応した住民サービスの提供
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通対策事業	公共交通会議 ・市	移動手段の確保及び交通ネットワーク機能の向上
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	空き家対策事業	市	空き家の適正管理の推進による防災、衛生などの住環境整備
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	ひとづくり・交流拠点複合施設運営事業	市	子育て世代の流出抑制及び
		介護職員養成・就労定着化事業	市	看護・介護人材の育成等
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	看護職就学・就労支援事業	市	看護人材の育成と地元定着化の促進
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	小中学校ICT教育推進事業	市	将来を担う多様な人材の育成・確保
		小・中学校学校給食費負担軽減事業	市	

9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	協働のまちづくり推進事業	市	協働のまちづくりの推進による地域の活力の維持向上
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	市	豊富な地域資源の活用による文化芸術のまちづくりの推進
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地球温暖化対策事業	市	循環型社会の構築による環境に優しいまちの実現
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	男女共同参画推進事業	市	男女共同参画社会の実現

※各種施策については、地域の持続的発展に資するものであり、効果は将来に及ぶものである。